

段をとつてもらいたい、こうしたこと

でございます。

そこでもう一つお手許にお配りして

ござります予算の関係を申上げます

と、今度着手することに決定しました

十一線についての建設費総額は百二十

五億円でございます。そうして本年度

が二十二億四千一百万円かかる、こち

うことに相成つておるわけでござい

ます。予算は二十億しかございません

ので、これを切りつめまして、次年度

以降に繰越すということに相成つて、

二十億でやる、こういうことにせざるを得ないわけでございます。予算の補

正によつて今年着手し得ることを適當とするという線が先ほど申しました十六線でございますが、その予算総額が二百七十九億八百万円、初年度分が二十四億七千九百万円、こういうことに相成るわけでございます。なお戦時中撤去いたしました三線でございますが、この三線を復活いたしますのに要する経費が、十一億七千五百萬円、初年度分が六億八千八百万円かかる、こ

ういうことでございます。従つて予算

の補正によりまして、十六線分の二十

四億七千九百万円と、三線分の六億八千八百万円、三十一億ばかりになりま

すが、これが全部予算の補正が行われるようになりますが、若しそれだけの予算が取れな

かつたということに相成りますといふことになるはずでございます。併し先に着手するか、ということが更に建設審議会において先ほど御説明申上

げました選定基準によつて、決定され

ることになるはずでございます。併し國鐵も運輸省との補正予算が全部通

過し得るように、通過するよろしく努力

する考え方であるわけでございます。

○理事(高田寛君) それでは御質疑あ

りましたらどうぞ……。

○前之國喜一郎君 運輸大臣の出席を

要求しておりますが、お出でを願えま

すか。

○前之國喜一郎君 それは国鐵総裁

に質問します。

二十七年度の鉄道建設の予算は、私

ども考えておりました額に比しまして

非常に少かつた。私どもは少くとも二

十七年度の予算には七、八十億のもの

を計上されるだらうという希望を持つ

ております、又運輸大臣においてもそうい

うような御意見をここでお述べになつ

たこともあるわけであります。ところ

が非常に少額になつて切りつめられ

て、僅かに二十億といふ予算であつた

ことについては非常に御苦心があつた

ことは私もよくわかります。その間こ

とに猛烈な運動もあり、或いは政治的

な活動もあり或いは党幹部の勢力の浸

透るあつたということも我々よく知つ

て、運輸大臣はこれを尊重するのが當

然ではなかろうかと、こういふふうに

考えておるわけでございます。

○前之國喜一郎君 諸君機関で運輸大

臣に質問をして、運輸大臣からあなた

のほうに来るわけですね。

○説明員(長崎惣之助君) そうでござ

ります。

○前之國喜一郎君 それで御質疑あ

りますが、お出でを願えます。

○前之國喜一郎君 それは國鐵総裁

に質問します。

二十七年度の鉄道建設の予算は、私

ども考えておりました額に比しまして

非常に少かつた。私どもは少くとも二

十七年度の予算には七、八十億のもの

を計上されるだらうという希望を持つ

ております、又運輸大臣においてもそうい

うような御意見をここでお述べになつ

たことがあるわけであります。ところ

が非常に少額になつて切りつめられ

て、僅かに二十億といふ予算であつた

ことについては非常に御苦心があつた

ことは私もよくわかります。その間こ

とに猛烈な運動もあり、或いは政治的

な活動もあり或いは党幹部の勢力の浸

透るあつたということも我々よく知つ

て、運輸大臣はこれを尊重するのが當

然ではなかろうかと、こういふふうに

考えておるわけでございます。

○前之國喜一郎君 諸君機関で運輸大

臣に質問をして、運輸大臣からあなた

のほうに来るわけですね。

○説明員(長崎惣之助君) そうでござ

ります。

○前之國喜一郎君 それで御質疑あ

りますが、お出でを願えます。

○前之國喜一郎君 それは國鐵総裁

に質問します。

二十七年度の鉄道建設の予算は、私

ども考えておりました額に比しまして

意見じやないでしょ。総合的に挙げてあるわけなんですからね、それをお示し願いたい。

○前之國喜一郎君 そんなことはない

が集めなものであります。

○前之國喜一郎君 それで御質疑あ

ります。

のです。この決定に対しては、あなたがたはお聞きにならんか知らないが、自由党の幹部出身地の縁というものは、優先的に取上げられておるところです。ですからあなたがた委員として、はそういう疑問を解く上から言つて、これを詳細に御説明にならなければならぬと思うのです。單にこういう抽象的なものをお挙げになつて御説明になつただけでは我々承服はできなさい。どうですか……。こういふ、あなたは一から十まで抽象的なこれ／＼によつてされたのだとうだけでは報告書にはなりませんし、内容を詳しく御説明にならなければいけません。

○理事(高田寛君) ちよつと速記をとめで下さる。

(速記中止)

○理事(高田寛君) それじゃ速記開始。

○前之園喜一郎君 それじゃ只今要求いたしました資料は、次回に整理してお出しを願ひます。

それから答申の第三にありまする補正予算により速かに建設に着手するを適當と認める。こういうことでありますが、この補正予算といふものが結局二十七億になるわけですね。二十七億。つまり本年度の補正予算額といふものは二十七億何がしになると思うのであります。これが審議会の強い要望もあるので、国鉄のはうとしても、補正をされる強い御決意があるものと思ひますが、それらの点について、一つ安心の行くように御説明が願いたいと思います。

○説明員(長崎總之助君) 只今のお話のは今の大綱をおつしやつておられるのだろうと思ひます……。

○前之園喜一郎君 初年度ですよ。一十七億ですね。

○説明員(長崎惣之助君) それではまず、もう一つ営業休止線の問題がございまますので、両方合せますと三十数億にかかるのであります。これは私らも無論努力します。併しながら運輸省がやはり当面の衝に当るわけでございます。従いまして大臣に御協力申上げて、できるだけ補正予算を取つて頂く、こういうふうに考えております。

○前之園喜一郎君 それから御選定になつた十一線のうちに、すでに枕木を並べればいい程度にできている線もあると思うので、それはどういうことになつてゐるのでしよう。

○政府委員(荒木茂久二君) この十二課は全部いわゆる未成線でございまして、帝国議会当時に予算が取れて工事を着手した線であります。従つて大部が分工事が完了してしまいます。例えば江川崎線とか中浦綱線とかいうものは非常に土工工事が進んでおります。そういう工事の進め方の資料も各線につきまして次回までに御提出いたしたいと思います。

○前之園喜一郎君 そういうものを二つお出し願います。補正予算の問題について私は重ねて強く申上げておきたいのですが、建設委員会の御意旨として、是非年度内の予算の補正ですね、あなたも委員の一人としてこの由縁に加わつておるわけですから、これがなければどうしても一つやるという強い決意を持つてやつて頂きたいと思うのですね。これだけの予算を組むのに財源等について何か御心配になるようなこ

○説明員(長崎惣之助君) 財源につきましては、やはりこれは借入れによる以外に方法はないと思ひます。従いましてこの借入れをどの程度やるかという点が問題になると思想います。無論我々もできるだけいたしますが、どうぞ参考院の議員のかたへにおかれましては御協力をお願ひいたしたいと思つております。

○前之國書一郎君 あとは運輸大臣に質問いたします。

○理事(高田寛君) ほかに御質問ございませんか。それでは一応本件に対する御質疑を打切りまして、次に木船運送法案を議題といたします。発議者より本案の大綱の御説明を願います。

○衆議院議員(關谷勝利君) 木船運送法案につきまして、その概略を御説明を申上げたいと存じます。

すでに前回提案理由におきまして御説明申上げた点もありまするので、或いは重複するような所があるかもわからりませんが、この点御了承願いたいと思います。木船は、皆さんがた御承知のように、普通機帆船と称せられておりまして、錦玉エンジンを裝備をいたしております木製の貨物船でありますて、その大きいものは大体二百五十総トン程度のものであります。小さいものは五、六トン程度のものまであるような状態であります。現在一万九千五百隻程度ございまして、総トンにいたしますると七十一万トン、積トンにいたしまして百三十万トンの船隻があるわけであります。國鐵或いは内航汽船と並びまして国内輸送の重要な後

輸送を担当いたしております。内航汽船と比較いたしましても、内航汽船の輸送量が一ヶ月約百六十万トン程度あります。この木船は一ヶ月に約三百六十万程度の輸送実績を挙げておるであります。輸送量が汽船の二倍以上になつておるのでありますし、而もこれは内海の特異性から非常に発達をして参つたものであります。小さい港から港へ輸送を行ひ得るというのがその特質であります。非常に何と申しますか。簡単な輸送機関となつておるわけであります。

こういふうなこの木船が内海輸送におきまして非常に重大な役割を演じております。するけれども、その経営状態はどうかと申しますと、汽船の場合と違いまして非常に原始的なものであります。俗に一杯船主と言われておるのであります。運航業者みずからが船長となつて家族と共に乗込んでおるような状態であります。そのため陸上の集荷機關を自分の力で持つということできませんので、集荷は全面的にと申しますか、殆んど問屋的な性格を持ちます。回漕業者に依存をいたしておりますのであります。両方が合体をいたしまして木船運送事業といふものを經營をいたしております。いわゆる中小企業的な存在であります。非常に何と申しますか。その基礎が薄弱なような状態であります。なおこの木船運航業者は非常に弱体であります。石炭、鉄鋼、肥料、その他の原料物資であります。いずれも近代

的な大企業によつて生産されておるの
であります。従つてこれらの大荷主、
企業者を荷主といいたしまして、そうし
て零細な木船運航事業者がこれと取引
をいたすのでありますから、非常にこ
の何と申しますか従属的な地位に立つ
ております。その運賃といた
しましても非常に弱いのであります
て、現状のままで放任にいしておりま
す。というと安定した木船運送は望むこ
とができないような状態で非常に憂慮
をいたされておつたのであります。な
お又この木船運送事業の内部について
見ます、といらうと、一杯船主であります
ところのこの運航業者といふものが、
陸上の集荷機關でありまする回漕業者
にややもいたしますと、いうと支配され
る場合が多いのでありますと、結局す
べての不利益といふものがこの木船運
航業者に転嫁せられる、しわ寄せせら
れるというような状態にあるのであり
ます。従いまして全体といたしまして
木船運送事業の経済的な地位を向上せ
しめまして、その安定を図りますと共に
に、内部的には木船運航業者の経済的
立場を強化いたしますことが急務に
なつておるわけであります。終戦後に
この木船運送事業に関しましては、以
上申上げたような事情にありまするの
にもかかわりませず、殆んど何等の改
善施設といふものが講ぜられないまま
に放任せられて参つたのであります。
これは木船が焼玉エンジンを装備し、
重油主燃料をといたしておるのであり
まするが、この重油の実需状態が、開
港方面の方策によりまして、これが戰
争によつてできたもの、或いは戰争中
の遺物であるといふような考え方か
ら、數年間に非常に悪い状態に放任をせ

られておつたのであります。その改善が要求せられておつたのができなかつたような状態でありますて、ようやく現在に至つてこれが改善せられたような状態であります。ほかにもいろいろ重要な問題もありますけれども、放任せられて今日に立ち至つて参りましたのであります。幸い只今申上げましたように、燃料問題だけは解決をいたしましたのでありまするが、この機会に本船運送事業に対しますところの、抜本的な改善策を早急に実施しなければならないというふうな気運が全国的に起つて参りましたから、その結果出て参りましたのが、この木船運送法案であります。

この法案の骨子を簡単に申上げまするといふと、これは木船運送事業改善施策のこれが第一歩となるのでありますて、第一番が木船運送事業の登録制度であります。木船運送事業は、その規模が極めて小さいことは申上げた通りでありまするが、その経営状態が非常に原始的でありまするためて、その実態把握が最も必要なのでありますて、これがなくては今後の対策は立たないのでありますて、今後の問題でありますところの木船の再保險制度の確立あるいは木船の船質改善資金の斡旋等重要な助成施策ができませんために、先ずこの第一に登録制を実施をいたしまして、この実態を把握することいたしているのであります。

次に標準運賃制の採用でありますが、元来この海上運送事業は他の一般産業と異なりまして、不況におきまして操縦、製品の売控えといふようなことができないような業態でありますて、その運賃競争というものが非常

を攪乱し、危殆に陥りれるというふうな虞れのある場合には、その是正を政府が木船運送事業者に対しても勧告をし、これを防止するというふうなことを相成つてゐるのであります。

なお、木船回漕業者が運航業者に対する機能を持つことは前に申上げた通りであります。が、往々不信任行為を惹起することによりまして船主、荷主双方に損害を及ぼしまする事例がありますので、証券取引法その他の例に鑑みまして、営業保証金制度を採用いたしまることによりまして船主、荷主双方に損害を及ぼしまする事例がありますので、証券取引法その他の例に鑑みまして、営業保証金制度を採用いたしまして、その信用を維持しようといたして、いろいろな次第であります。

なお又、標準回漕料は回漕業の荷主又は船主に対する地位に鑑みまして政府がその標準を公示いたしまして不当な料金を防止いたしたいといふものであります。その方法は標準運賃制度の場合は全く同じような状態でございます。

以上が今回提案せられておりまする木船運送法案の概略の説明であります。

○理事(高田寛君) 只今御説明を伺いました質疑は次回に譲りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(高田寛君) それでは御異議ないと認めます。わよつと速記とめて。

〔速記中止〕

〔理事高田寛君退席、理事岡田信次君委員長席に着く〕

○理事(岡田信次君) 速記を始め。

統じて國際鶴光ホール整備法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のおありのかたは御質疑を願います。

○高田寛君 最初に御質問したいのは、この法律ができましてから今までこの法律に基いてどれだけのことをやつたか、その内容を一つ御説明願いたいのです。

○政府委員(間島大治郎君) この国際観光ホテル整備法ができましてからこの法律に基きまして実施しました事項の中で、先ずどれだけのホテルなり旅館がこの法律により登録されたかということでお手許にござりまするが、参考資料としてお手許に差上げたものがござりますが、参考資料に差上げました通り、四月十日現在におきましてホテルが五十軒、旅館のほうで三十五軒に相成っております。なおこれ以外に現在審議中のものにホテルが一軒、旅館が数軒ございます。結局この登録を受けましたホテル並びに旅館はこの法律の別表に定めておりまする施設基準に合せて登録を申請して来ましたわけであります。そして、運輸省におきましては、果してその施設基準に合致しているかどうかといふことを審査いたしまして、その上で登録を実施したわけであります。この登録を申請いたしまするまでには、この施設基準に合せるようにそれぞれ改進なり施設の改良をやつて参つたわけでありまするので、そういう意味合いでにおきましては、この登録がホテル並びに旅館の施設の改善に或る程度役立つたわけでござります。それから助成の面におきましては、先ず第一は御承知の通り法人の固定資産の耐用年数の短縮によりまする利益でありますますが、これにつきましては登録を受けますと自動的にこの別表に定めておりまする固定資産の耐用年数の適用を受けますので、その効果は自動的に発

生いたすわけあります。ただそれが個々のホテルに対しましてどの程度の効果を及ぼすかということにつきましては、勿論利益の率がるホテルと利益が率がらなかつたホテルによつて違つてあります。利益の相当率がつたホテルにおきましては、或る程度税金の軽減というふうな形においても現われて来るわけであります。御参考までに登録ホテルにおける税額減の実情という表を差上げてあるわけでござりまするが、これは全部ではございませんが、当方でわかりましたもの一部をそこに提出した次第でございまするが、耐用年数の短縮による法人税の軽減額が、例えば新大阪ホテルにおきましては三百十六万七千円というふうな数字が差がつておるわけであります。これはすべてホテルからの報告に基いたものでございます。それからもう一つの恩典といなしまして、この登録を受けましたホテルにつきましては、地方税法におきまする固定資産税の不均一課税の適用があるものとするということに相成つておりますが、その適用を受けましたのは一番率の多いのは六〇%でございます。この中の川奈ホテル八〇%となつておりますが、これには間違いでございます。五〇%でございます。京都市のホテル・ラクヨウが六〇%の軽減を受けておりますのが一番大きいのであります。普通は五〇%、それからこれは市町村がきめることに相成りまするので、こういうふうに率も異つておりますし、まだ固定資産税の軽減を実施しておらないと

ころがございます。或いは又接続中のものにはやらないというふうな態度をとつておつたところもあるわけであります。これにつきましては、私どものほうでは更にホテルと市町村との折衝の経過によりまして、運輸省といたしましても強力に税の軽減方を推進いたしました。こういうふうに考えております。又法律によりますると、この固定資産税の軽減はホテルだけに限られておるわけであります。併し私どものほうでは旅館につきましても、旅館の登録を実施いたしまする際に、その旅館の所在の市町府にも通牒を出しまして、その際ホテルと同様に市町村においても旅館の固定資産税の軽減を考慮してもらいたいということを申入れておりますが、その結果登録を受けました三十数軒の旅館のうち、現在のことろ五軒だけ固定資産税の軽減を受けております。その率は五〇%乃至二五%というごとに相成つておるのであります。

目安にいたしまして指導をいたしておりますのであります。又その際そういうふうにホテル整備法の施設基準に合わせるような設備の改良をいたしましたが、につきましては、從来或る程度資金の斡旋を実施いたしておつたのであります。この実績につきましては、お手許に差上げたがと存しますが、この外客用のホテル、旅館に対します融資斡旋につきましては、大蔵省と協議をいたしましたて、たしか昭和二十四年の中頃かと存じましたが、當時産業資金の融資順位におきましてホテル、旅館といふような施設につきましては、これが内種に相成つておつたのであります。が、大蔵省と協議いたしまして、外客宿泊施設につきましては、設備資金あるいは運転資金も甲に準ずるものにするというふうに引上げたのであります。そうして又当時は日本銀行の融資斡旋という制度でございましたので、大蔵省及び日本銀行と協議いたしまして、個々の計画を運輸省で審査いたしまして、そうして大蔵省と日銀に持込みまして、日銀のほうで地方の支店乃至出張所に融資斡旋の指令を出してもらつておつたのであります。その後金融情勢の変化によりまして、日銀の融資斡旋といらものはなくなりましたが、融資順位の引上げという措置は残つておつたわけであります。これにつきまして原則的に一応外客宿泊施設の融資順位は甲に準ずるものに引上げたわけであります。が、銀行側はやはり個々の場合にそれが果して外客宿泊施設として適当なものであるかどうかといふ判定を要求して参りますので、その後も引き続き当省におきまして、内容を審査し、そしてそれが外客宿泊施設とし

て適當なものであるといふに判定する
いたしまして、各銀行に通牒を発する
る、こういふ方法をとつておる
のであります。そういうふうな從来の
融資斡旋をすべて合計いたしますと、
昭和二十七年の三月末までにおきまし
て融資斡旋開始以来、ホテルにおきまし
しているいろいろなものを持合せまして十七
件、三億四千四百万円、日本旅館におきまし
て百二十一件で四億二千万円、
合計七億六千九百五十分円という実績
が挙がつておるのであります。なおこれらは
は当方で斡旋しました件数に比べま
すと、大体四〇%程度になつておるわ
けでござります。

外人の宿泊、飲食に対しましては、普通の税率の五〇%を減じたものを適当とするなどいろいろな通牒を各地方公共団体に発しまして、各地方公共団体でその方針に従つて適当と認める税率で課税するということに相成つたわけでございます。大体この法律に基き、或いは又この法律に関係いたしまして実施いたします事項は以上の通りであります。

○高田眞君 それから今度の改正案でこの登録の條件が引上げられたと思ふのですが、そうすると引上げによつて失格するものは先ほどの御説明の登録ホテルのうちどれくらいになるお見込みか、それを一つ伺いたい。

○政府委員(間島大治郎君) 今回のホテル整備法改正によりましてどういう影響を受けるかといふことにつきましては、前回資料を差上げましたはずでござりまするが、ホテルにつきましては五十軒のうち四軒でございます。旅館は三十五軒のうちそのままいいものが十軒、多少なりとも改造を要するものが二十五軒でございます。併しこの場合にホテルの場合は殆んど……との四軒につきましても極く僅かの問題、特にバス附の部屋がないホテルがござりますので、こういうところはバス附の部屋を作らなければならんといふことになるとだけでございます。それから旅館の場合におきましては、数是非常にたくさんこの影響を受けるようでございますが、基準客室の數が足りない、そのため客室の増加をしなければならんというのが私どもの調査では十三軒に相成つております。併しこれも必ずしも増築をするといふのではありませんので、現在ある

客室を改善しまして基準客室に数えられる程度に整備するということでござりまするので、実際に増築をするものはこのうち恐らく半分以下ではないかと考えておるのであります。それから客室に温水、冷水の洗面設備を持たなければならんということにきておりますが、その必要な数は足りないかつたり或いはなかつたりするものが十軒ございます。それから又今度の改正によりまして普通の浴室を、シャワー設備でも代用できることに相成つておりますので、場合によりましてはそういう本格的なものでなくとも、シャワー程度で我慢し得るというふうなところをあります。すでに私どものほうでは相談がありました際には、勿論この法律には施設基準ではきまつておりますが、実はもう少し高い基準のものが望ましいというふうなことで、大体この改正法案にありまする程度を考えまして指導しておりますので、すでにこの登録旅館のうちで大体新しい施設基準に合うような改造を計画し実施中のものが數軒ございます。結論といたしまして、この施設基準は改正いたしまることによりまして、或る程度大きな工事、建増し等の工事を必要とするというのは、数軒に過ぎないのではないかと考えておるのであります。なおこの点につきましては短期間にそちらの増築をするということは困難と存じますので、改正法案にございまする通り三年の猶予期間を置いた次第でござります。

不健全又は不確実であると認められるとき」と直すことになつておられます。が、何かこれはこう直さなければならん具体的な実例があつたのかどうか、その点一つお伺いしたいと思います。

○政府委員(間島大治郎君) これにつきましては從来の第四條第一項の第四号によりますと、資力信用が不十分なため、経営が著しく困難であると認められるとき、ところなつておりますので、主として資力信用状況でござります。

ところが實際問題としては資力といふ点であれば相当充実しておる。併し経営の内容その他から見まして、國際觀光ホテルとして外客を接遇するのにふさわしくないと思われるようなもので、この施設基準に合つたようなものも計画しておる。又計画するから登録を頼むといふようなことを言つて申たものが二、三あるのであります。又先般も御承知かと思ひますが、東京都内で特飲業者が最初そういう事業を申請して拒否された。その次は立派な建築家に頼みまして立派なデザインのホテルを計画いたしたわけであります。ところが土地の人たちは、名前はホーテルに変つてもやることは同じだということで、町民大会などを開いて非常に大きな反対運動をされたわけであります。この際運輸省の態度はどうかということを尋ねられたのであります。運輸省としましては、どうもこの法律によりますと、施設基準に合つて来れば、登録せざるを得ないという建設前に相成るわけであります。苦慮をいたしておつたのであります。が、その際は幸いにもそこが文教地区

でございましたので、こちらへ参りました前に東京都の建築局のほうで、文教地区であるといふ理由によりまして建築許可を拒否したという実例がある号によりますと、資力信用が不十分なため、経営が著しく困難であると認められるとき、ところなつておりますので、主として資力信用状況でござります。ところが實際問題としては資力といふ点であれば相当充実しておる。併し経営の内容その他から見まして、國際觀光ホテルとして外客を接遇するのにふさわしくないと思われるようのもので、この施設基準に合つたようなものも計画しておる。又計画するから登録を頼むといふようなことを言つて申たものが二、三あるのであります。又先般も御承知かと思ひますが、東京都内で特飲業者が最初そういう事業を申請して拒否された。その次は立派な建築家に頼みまして立派なデザインのホテルを計画いたしたわけであります。ところが土地の人たちは、名前はホーテルに変つてもやることは同じだということで、町民大会などを開いて非常に大きな反対運動をされたわけであります。この際運輸省の態度はどうかということを尋ねられたのであります。運輸省としましては、どうもこの法律によりますと、施設基準に合つて来れば、登録せざるを得ないという建設前に相成るわけであります。苦慮をいたしておつたのであります。が、その際は幸いにもそこが文教地区

でございましたので、こちらへ参りました前に東京都の建築局のほうで、文教地区であるといふ理由によりまして建築許可を拒否したという実例があります。これに以通つたような実例が最近も二、三実は起きて来ておりまして、施設基準から申しますと、大体拒否できないのではないかであります。そういう点も参考までしておられると、どうなつておりますので、主として資力信用状況でござります。ところが實際問題としては資力といふ点であれば相当充実しておる。併し経営の内容その他から見まして、國際觀光ホテルとして外客を接遇するのにふさわしくないと思われるようのもので、この施設基準に合つたようなものも計画しておる。又計画するから登録を頼むといふようなことを言つて申たものが二、三あるのであります。又先般も御承知かと思ひますが、東京都内で特飲業者が最初そういう事業を申請して拒否された。その次は立派な建築家に頼みまして立派なデザインのホテルを計画いたしたわけであります。ところが土地の人たちは、名前はホーテルに変つてもやることは同じだということで、町民大会などを開いて非常に大きな反対運動をされたわけであります。この際運輸省の態度はどうかということを尋ねられたのであります。運輸省としましては、どうもこの法律によりますと、施設基準に合つて来れば、登録せざるを得ないという建設前に相成るわけであります。苦慮をいたしておつたのであります。が、その際は幸いにもそこが文教地区

でございましたので、こちらへ参りました前に東京都の建築局のほうで、文教地区であるといふ理由によりまして建築許可を拒否したという実例があります。これに以通つたような実例が最近も二、三実は起きて来ておりまして、施設基準から申しますと、大体拒否できないのではないかであります。そういう点も参考までしておられると、どうなつておりますので、主として資力信用状況でござります。ところが實際問題としては資力といふ点であれば相当充実しておる。併し経営の内容その他から見まして、國際觀光ホテルとして外客を接遇するのにふさわしくないと思われるようのもので、この施設基準に合つたようなものも計画しておる。又計画するから登録を頼むといふようなことを言つて申たものが二、三あるのであります。又先般も御承知かと思ひますが、東京都内で特飲業者が最初そういう事業を申請して拒否された。その次は立派な建築家に頼みまして立派なデザインのホテルを計画いたしたわけであります。ところが土地の人たちは、名前はホーテルに変つてもやることは同じだということで、町民大会などを開いて非常に大きな反対運動をされたわけであります。この際運輸省の態度はどうかということを尋ねられたのであります。運輸省としましては、どうもこの法律によりますと、施設基準に合つて来れば、登録せざるを得ないという建設前に相成るわけであります。苦慮をいたしておつたのであります。が、その際は幸いにもそこが文教地区

でございましたので、こちらへ参りました前に東京都の建築局のほうで、文教地区であるといふ理由によりまして建築許可を拒否したという実例があります。これに以通つたような実例が最近も二、三実は起きて来ておりまして、施設基準から申しますと、大体拒否できないのではないかであります。そういう点も参考までしておられると、どうなつておりますので、主として資力信用状況でござります。ところが實際問題としては資力といふ点であれば相当充実しておる。併し経営の内容その他から見まして、國際觀光ホテルとして外客を接遇するのにふさわしくないと思われるようのもので、この施設基準に合つたようなものも計画しておる。又計画するから登録を頼むといふようなことを言つて申たものが二、三あるのであります。又先般も御承知かと思ひますが、東京都内で特飲業者が最初そういう事業を申請して拒否された。その次は立派な建築家に頼みまして立派なデザインのホテルを計画いたしたわけであります。ところが土地の人たちは、名前はホーテルに変つてもやることは同じだということで、町民大会などを開いて非常に大きな反対運動をされたわけであります。この際運輸省の態度はどうかということを尋ねられたのであります。運輸省としましては、どうもこの法律によりますと、施設基準に合つて来れば、登録せざるを得ないという建設前に相成るわけであります。苦慮をいたしておつたのであります。が、その際は幸いにもそこが文教地区

意見は御尤もござります。これにつきましては法律改正を待つまでもなく、実は前々からそれにつきましてその必要を痛感しておつた次第であります。従来でも御承知の通り対日援助見返資金等につきましても、ホテル、旅館に対する融資というものを運輸省としましては強力に主張して参りました。事例としては実は余り大きいものほどございません。極く一、二のホテル或いは中小企業として、旅館が対日援助見返資金の融資を受けておるような次第であります。又駆前ありましたような大蔵省の資金運用部資金を地方の公共団体に貸して、そうして地方の公共団体がこれを作り、そうして民間の事業者に利用させるというふうな方式も実は考えたことがございまして、約十億円程度の案を立てまして、大蔵省の当局と折衝いたしたことはございますが、その際も大蔵省の事務当局は一応賛成いたしたのであります。が、当時の客觀状勢から賛成が得られなくて実行不可能に相成ったような次第でござります。最近におきましては、実は率直に申上げますと、一般の金融情勢が非常に逼迫をして参りまして、殊に昨年の秋、設備資金を極く限られた業種以外には全面的に抑えるという方針が立てられましてからは、非常に実はやりにくくなつておるのであります。併しこの点につきましては、こういう情勢下にもどうしても必要なものは何とかしなければならん、そういうふうな実は考え方で、見返資金の代りに開発銀行の融資につきましても運輸省としてはこれを強く要望いたしておつたような次第であります。これは結果的に申上げますと、先般政府が政府

資金の運用方針としてきめまして、開発銀行等に下しましたものの中には、業種としては観光事業、ホテル事業といふものは入つておらないのであります。開設でも大分問題になりまして運輸大臣がこれを強く主張せられました結果、どうしても必要と思われるホテルにつきましては、開発銀行からの融資をある程度認めたところに実は相成りました。これを形式的に別表として載せると、いふことにつきましては、現在経済安定本部と打合中でありますので、恐らく近いうちに実現を見ることになるのではないかと思つております。併しこれはそういうふうないきさつともございまして、特に必要と思われることになるのではないかと思わるのであります。

○政府委員(間島大治郎君) 先ほど申上げました通り若干ホテル、旅館がこの新らしい基準に触れることに相成るわけであります。これにつきましてはホテル協会、或いは大体登録旅館が加盟しております国際観光旅館連盟等にも案を提示いたしまして賛成を得ておるわけであります。そして特に三年間の猶予期間を置いておりますので、この程度のことなどはこの業者であれば十分でかるというふうな見通しをその協会等では立てておられまして、全面的に一應賛成を得ております。

○小野哲君 次に伺いたいのは、頂きました資料の中で主要ホテル宿泊料金一覧表とそういうのがあるのですが、その備考欄を見ますと、或ものはサービス料を含んでおるものもあるし、或るものは含んでおらない、又税の問題等もあるようであります。利用者が安心してホテルを利用するといふことがほうがいいのではないか、こう思つことが一つであります。それからもう一つはこの主要ホテル一覧表にありますホテルは全部現在解放されて使用に供されているものかどうか、これらの点についてお伺いいたしておきます。

○政府委員(間島大治郎君) このホテルの料金の立て方を一定したらどうかという御意見だと存じますが、これにつきましては実は我々も前々から研究をいたしておりまして、ホテル協会等にもその旨を伝え、又いろいろ相談をいたしておりますのであります。今一つの難点は、遊興飲食税が実際の適用率

が府県によつてまちへんなわけであります。率は一応二〇%ときまつてゐるわけですが、今度は又今申上ました通り登録ホテルにおける外人の宿泊飲食は普通の税の五〇%減、こういうことに相成るわけがありますが、実際適用している税率は非常に違つてゐる。その結果ホテルによりましてその税率を外に出すということを非常にいやがると常に文句が出るといふようなこともござりまするし、それから又御承知の通り遊興飲食税の課税の実態が、個々の宿泊飲食にかけられているといふよりも、見込課税或いは割当になるような場合が非常に多いわけです。そうしまずとその一〇%とか一五%取りまして、果してそれが税金にそのまま行くかどうかということも疑問なわけであります。そういうふうな結果、税金の内容を明らかにするといふことが非常に実は困難なんですね。我々も実は困つてゐるわけです。できればもう少し低い合理的な税率にしまして、それは必ず宿泊料だけにして、そうして又それを必ず納税するというふうなシステムにしてもらつたほうがいいのではないか、こう考えております。又地方財政委員会も将来はそういう方向に持つて行きたいということを実は言つてゐるのであります。それかサービス料につきましては、日本のホテルにおきましては大体サービス料をつけているところが多くなつております、これもホテル協会等ではできれば一〇%なら一〇%一本にしまして、そしてチップを取らない代りに一〇%は必ずつけて出

す、こういふうな方向に行きたいと
いうことを申しておりますので、これ
は成るべくそうするよう^に一つ協会等
を動かしまして申合せで以て進んで行
きたいと、こういふうに思つております。
○小野哲君　これは全部日本人も使え
るんですか。

○政府委員(間島大治郎君)　これは建
前としましては全部日本人が使えるわ
けです。ただ従来のバイヤース・ホテ
ルの中には、昨年の十二月末までは外
人専用であります関係で、実際問題と
して殆んど外人が専用しておられます
ので、日本人が参りましても泊れない
といふホテルが數軒あるわけでござい
ますが、併しこれも建前として日本人
だから拒否するということは決してい
たしておりません。

○小野哲君　これはまあ私の経験から
の意見を交えた質問なんですが、戦争
前ヨーロッパを旅行しますと、ブレ
イ・ガイドの案内書によりまして、一
応ホテルの格付ができるつて、基準
料金といいますか、そういうものがは
つきりと書いてありますので、旅行者
は安心して自分のふところ工合によつ
てホテルを選択するという事ができ
るのですが、従つてまあ外人等は相当
資力もあるわけでありますので、そん
な心配はないと思ひますけれども、ホ
テルを利用するということをもつと心
やすく、気軽に而も安心してやれるよ
うな工合の御指導があつて然るべきで
はないか。従いまして先ほど申しまし
たよろくな料金の問題につきましても事
業者団体法との関係もございましょう
が、その許される範囲内において適正
な料金を定めると同時に、或る程度ホ

テルの利用者に応じた格付というものができますので、気軽に利用できる。こういうことを折角ホテルも解放になつたのですから、我々日本人にもできるだけ利用ができるようにして頂くところが経済的になるのじやないかと、こう思いますが、何かお考えでございましょうか。

テルを日本人にも気軽に利用できるようになりますが、これも専用だと思います。それにホテル側から考えましても今後ホテルが経営をうまくやつて行きますためには、ある程度日本人の利用といふものに頼らなければいけませんし、又季節的に非常に旅客に変動性の多いホテルもたくさんありますので、こういうところも勿論日本人の旅客を或る程度とらなければできないわけであります。ただ今の段階では都市、特に東京等ではまだホテルの施設が絶対的に不足いたしております。ホテルによりますと、ホテルの方針で成るべく外客優先に考えるというふうな考え方をとっているところもあるのは、これは止むを得ないかと思うのであります。それで先ほど御指摘になりましたような、果して日本人が利用できるのかどうかというところにつきましては、これはまだホテル側も余り宣伝をしていない結果である、こう考えられます。私どももろホテルによりますと断わるので困つておるというふうなことをございまして、そこで、積極的に宣伝をしていない結果である、こう考えられます。私どももう少し専門的な質問を突く多くのかた

がたから、帝国ホテルに一体行けるのか、飯を食いに行けるのかという御質問を受けることもしば／＼あるのであります。これが今はそういう段階になりますが、日本が大部分のホテルは多くなるということになるとになるのではないか。そういう点はあります。或る時期が来れば勿論絶対数においては日本人の利用のほうが多いが、日本が利用しやすくなるような方向で日本が利用しやすくなるように指導いたしたいと思つております。

の質論は、うに思つておられます。併し今後繰り会あるごとにこれを改正してもらつと強力に助成する。例えばホテルの新築改造などに補助金を貸すとか、或いは又長期の低利資金の融資の途を圖るとかいろいろなことを漸次繰り込んで行くべきものだと思つてはいたのであります。今回の改正案はいろいろ税金関係の耐用年数の改正というふうなことで幾分又助成するという方法をこの改正案についてお考えにならなかつたかどうか、或いは又お考えになつてもまだそこまで実現する途がないというような情勢にあるのかどうか、その辺の御意見又お見通しを一つ大臣にお尋ねいたしたいと思います。

○国務大臣(村上義一君) お示しの通りこの法律案はホテル事業の育成功成という面から考えますれば、誠に微温的だと運輸大臣もお考へているのであります。あらゆる機会を今後捉えて適正的なホテルの育成に寄與するよう努めようとしていることは勿論であります。諸種の公課の減免でありますとか、或いは必要な低利資金の獲得であるとかいろいろなことにつきましては、これは勿論今後現行法或いはこの改正法の下におきましても最善を盡して行きたいと思つておられます。法律によつてお示しのよなうなことにつきましては、これは勿論今までの改正法による措置を法規によつて譲るといふことにつきましては、今後補正予算或いは新年度の予算といふものに織込んで同時に改正をして行きたいと考えておる

ことは勿論今後あらゆる機会を捉えて助成をして行きたい。でお示しの通り只今のようなホテル料金では、世界一高いといふような批判を受けているようでは觀光事業、我が国の自主経済自立経済を完了する意味において、この觀光事業を盛んならしめるといふことは所詮できないと私は憂えているのであります。お示しのごとくあらゆる機会に法律的にも、又法律を要せざる事柄についても勿論努力して行きたいと考えておる次第であります。

○理事(岡田信次君) ほかに御質疑ございませんか……別に御発言もございませんようですから、質疑は盡きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(岡田信次君) 御異議ないと言ひます。

○理事(岡田信次君) 御意見に入ります。

御意見のおありのかたはそれへ賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思ひます。

○高畠寅君 今回の改正案は、いろいろ先ほどからの質疑によりまして、その助成の方法といふものは從来より強くなるといふ点につきましては非常に僅かである、微温的であるといふことは感ずるのであります。が、併し現行法に比べれば助成方法も一步前進するものでありますから、その意味において私は本改正案に賛成するものであります。ただ只今運輸大臣からも御意見の御開陳のありましたように、今後の情勢によつて一層又この助成の方策も強化するという希望を附して私は賛成いたしました。

○理事(岡田信次君) ほかに御発言は

ございませんか。別に御意見もないようですが、ございませんから、討論は終結したるものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(岡田信次君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

○国際觀光ホテル整備法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに御賛成のかたの御拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○理事(岡田信次君) 全会一致でござります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容等、事後の手續は慣例によりまして委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(岡田信次君) 御異議ないと認めます。次に本案を可とされましたかたは、例により順次御署名を願います。

ですが、次回に御提出になることと思ひますので、その資料によつて改めて質問を継続するつもりであります。本日は御答弁ができるような問題について質問したいと思います。

申請が十一線のうちであれば、運輸大臣は認可をすると手続をとらなければならんと思つております。なおおこなうかといふ問題がありますが、これの際に改めて審議会に諮問をするかどうかといふ問題がありますが、これについては、運輸省の御意見をうかがつておきたい。

的に決定いたしたことを承知いたしておるのであります。勿論各委員からそれぐる必要と認めるデータの提出を事務当局に要請がありまして、一番最初は総数で五十九線が予定線中からビック・アソーメントしてござります。

第二号に対する第三、期ち一左の十六
線は年度内予算の補正により速かに建設
設に着手するを適当と認める」こちら
いう御答申になつておるようだあります
すが、この点も先ほど大臣が御答弁に
なりましたように、審議会の公正妥当

申しますると、初年度が二十四億七千九百万円を要します。そうして次年度はこの十六線で七十四億八千七百万円を要するのであります。一本だけ

先ず第一に、詰問第二号に対する答申であります。これがすでに運輸大臣のお手許に提出されておるものと思いますが、運輸省としては本答申をそのまま御採用になるものであるかどうか、或いは運輸大臣の職権によつて答申を多少変更されることがあり得るものであるかどうかといふことを大臣にお尋ねいたします。

○國務大臣（村上義一君）　この答申に重大な錯誤があるといふようなことを發見いたしましたすれば、変更についてでも更に再諮問することもあると思いまするけれども、然らざれば運輸大臣としては御承知のような鉄道建設審議会の構成又法律上の審議会の機能と申しま

のうちならば審議会に改めて諸問をせずに運輸大臣は認可をしたいということについて決定を得ておる次第であります。従いまして十一線ならば運輸大臣は認可の手続をとらない、かように考えておるのであります。二度と申しましたが、これは工事の施行関係であります。御承知の通り北海道、東北等におきましては、工事は一年のうちに八ヵ月くらいしか実はできないのであります。特に着工を急ぐというような事情から、準備ができる次第に区分をして申請して来るかとも考えられます。が、今申上げたような次第であります。

五十九線のうちから二十七線をピックアップし、最後に二十七線のうちから一本をピックアップせられたのであります。このピックアップする標準と申しますか、これは一番最初に本会議において新線を決定するに際して、如何なる標準を以て優劣前後を決定すべきやという問題につきまして、四つの項目を提議せられたのであります。この四つの項目の第一を最も尊重すべしということに相成りまして、第一の項目につきましては一、三、四の項目よりも倍のウェイトを持たしめる、そしてそれ／＼採点がせられた結果であるのであります。その結果十一本、つまり九選する必要がある上、

なる審議の結果こういいうような答申があつたのでありますから、これもそのままでお認めになるおつもりであるのか、そうであるならば、この答申書に書いてある通り二十七年度内の予算の補正によつて実現を期せられるお考えであり、又確信がおありになるのであるのかどうかという点について詳細にお示し願いたいと思います。

○国務大臣(村上義一君) この三号にあります左の十六線云々ということは、建議の形式で総理大臣、安本長官、大蔵大臣及び運輸大臣宛に提出になつたのであります。運輸大臣としましては鉄道審議会の御意見をでき復

国としては予期せんければならんの
であります。更に十六本を二十七年
度に着工するとしますと、二十八年
度では百二十一億の建設費を予期せん
ければならんといふ状態であります。
で、諸般の情勢を勘案せんければなり
ませんが、この全体を遂行するといふ
ことは非常に困難じやないかといふこ
とを考えておるのであります。併し
がら新線の建設要望は各地方とも極め
て熾烈なものがあります。できる限り
多く着工することに努力したいと考
えておりますが、実情は只今申すよ
うな次第であります。

されば、運輸大臣はこの答申を十分尊重する責任があると思つておるのであります。勿論新線の建設につきましては、国有鉄道公社の總裁から着工したという申請が運輸大臣にありますて、その申請に基いて運輸大臣は許可の手続をとる、こうじうことに相成つております。勿論これを許可せんとする場合には、鉄道審議会に諮問すべしという責任を法律上課せられておるのであります。恐らく國鉄の總裁は、先刻説明をお聞き取り下さつたと思いますが、あの十一線の分について申請があることと期待いたしておるのであります。一線を或いは二回に分けるか、一度に出すか、その辺は國鉄總裁の裁量に任せなければなりませんが、

無論公平厳正に御審議になつたことと
思うわけであります。その結論とし
てこの答申書が出たものと思います。
そこでお尋ね申上げたいことは、運輸
大臣としてはこの答申案の別紙の「か
ら四までの詳細なる点についても報告
を受けられ、検討をせられたものであ
るかどうか、單に抽象的な報告だけ、
答申だけを受けておられるのか、この
十一線或いは二十七線、それべく決定
するに必要な調査の内容も十分に御検
討になつておられるのかどうかといふ
ことをお尋ね申上げたいと思います。
○國務大臣(村上義一君) 大体審議会
の本会議におきましても又小委員会に
おきましても、殆んど終始列席をして
おりまして、慎重なる検討を経て最終

〇前之圖書一郎君 よくわかりました
が、この第一にしまして、二、三、
四にしまして、ここに書かれており
まするものは極く抽象的な文字に過ぎ
ないでありますから、これらの点を
もつと具体的に数字を以て御説明願う
ようすに先ほども申してあります。が、
それへ資料を集められて次回に御提
出を願いたいと思います。
次にお尋ね申上げたいことは、諮問

て、これらの線で少しでも多く補正予算を獲得して着工することにしたいと念願いたしておりますのであります。併しながら一面におきましてこの十一本の線、この初年度の建設費は二十二億余りを要するのであります。而も今予算上に計上され得るのは二十億であるとおりまして、その間二億余り、二億四千百万円オーバーするのでありますか、これは何とかして十一本を二十億の範囲で着工することにしたい。国鉄総裁もそういう意見を持つておられる方と想像するのであります。運輸大臣としても是非十一本は二十億の建設費を以て二十七年度着工したい。併しながらこの十一本の次年度、即ち二十八年度に要する金額は四十六億一千八百五十九億を越すと見込まれますのであります。

を見て行きますると、非常に御苦心の
あとがわかるのであります。各方面の
熾烈な要望に応えるというような意味
もあつて、十六線を年度内の補正によ
つてやらなければならんというような
ことになつておるのでないかと、いう
気持が私もいたします。併しながらこ
れらの線に該当いたしまする地方民と
いたしましては、諸間その他の報道等
によりまして、二十七年度の補正予算
によつて着工されるものという非常に
大きな期待を持つておるわけであります
す。單に審議会が抜前に上の点から考え
られてこういう答申をせられたといふ
ことでは、到底言訳は立たないと私は
考へるわけであります。成るほど財政
的に非常に御困難な点はよくわかるの

であります。が、是非この十六線を予算の補正によつて実現するといふ方向にお進めを願いたいと切望するものであります。私は特に運輸大臣の手腕、力量に信頼いたしまして、これが実現ができるものであるといふことを考へますが、いろいろな困難を排除され、是非一つこれだけはやつて頂きたいといふ方向にお進め願いたいと思うのであります。が、大体の見通として今御困難な事情もわかるのであります。が、仮に十六線全部やらないとするならば、このうちの何線くらいは確實にやられるお見通しがあるのかどうか。この点を一つお聞かせを願いたいと思ひます。

線全部やつて頂きたい。これを一つ運輸大臣の御手腕に期待するわけであります。このうちどれを省かれても困ると思ふのであります。十六線或いは十九線全部を一つ目標として御盡力をお願いしたい、こういうわけであります。

○国務大臣(村上義一君) 前之國先生の御熱望としては十分承わつておきます。

○前之國事(岡田信次君) 次に航空法案を一つ、議題といたします。

先ず政府より提案理由の御説明をお願いします。

○國務大臣(村上義一君) 航空法案の提案理由をお聞き取り願いたいと存ります。

終戦後における我が国の航空活動は、連合国最高司令官の指令及び覚書により全面的に禁止されるに至り、確かに昭和二十五年六月に差せされました覚書に基いて、日本国内における航空運送事業の営業活動が許されているに過ぎません。したが、昨年九月サンフランシスコにおいて締結されました平和條約は、我が国の航空活動について何等の制限を附していませんので、同條約の効力発生の後においては、航空活動について全面的な自由が回復されることとなり、活発な航空活動が期待される次第であります。

然るところ、航空に關する現行法律としましては、前述の日本国内における航空運送事業について、航空機の運航は、外国航空会社で行い、その営業

画面だけを日本側で行うという変則的な事業形態を規定している「国内航空運送事業令」と外国航空会社の日本への乗り入れを片端的に認めた「外国人の国際航空事業に関する政令」の二つのボーダム政令がありますが、これらの政令は、今後の事態に適用するには、不適当且つ不十分なものでありますことは説明を要しないところであります。従いまして、平和條約の効力の発生の後に適用すべき航空に関する法規としましては、現行の变則的な政令を廢止すると共に新しい觀点から航空活動の全般について所要の規定を設ける必要があるわけでありますので、ここに航空法案を提案いたしました次第であります。

異議は次回に譲りたいと存じますが、御理解をうけたいと存じます。○小泉秀吉君 カヨツと愛称じやないのですけれども、今御説明に関連して一言運輸大臣にちよつと伺いたいと思いますが、如何ですか。

○運輸(岡田信次君) 小泉君

○小泉秀吉君 只今提案の理由を伺いました、法案の内容はいずれ要項等の説明もされることになると思うのですが、すでに本案は衆議院においては通つておるようになつておりますが、更に今朝でしたか、私新聞で貰つたところによりますと、新聞にあつたところによると、航空機の製造法案といふようなものが通産省関係で出るようになつてあります。そこでその要項を貰つたところによりますが、先般も「星号の遭難事件」の時分にも私は多少航空法案の行き方に対する希望を述べ、又総理大臣が将来日本の航空機の製造管理といふようなものに対しましても、少くとも監督行政といふものを一元化するのになれば面白くないのではないかというような意味で政府の御意見を伺つたのであります。新聞で伝えるようなことが多分事実であろうと思ひます。

又只今の御説明の理由の中には、航空機の生産事業に対し本法案は殆ど触れてないよう見受けますが、例えば自動車或いは船舶のことく、そのおりましてが、ひとり航空機に対して行こうというような意図は、那辺

にその理由が存するのか、甚だ私としては不可解であるありますが、こういう点に対しまして、その理由の御説明の前段にあつたように、これをずっと虚心坦々に読みでみますと、運輸大臣御自身もやはりこういうようなものは一貫的に管理行政はすべきものだといふようなふうにも読み取れるのですが、その点に関する政府の御方針といふよくなきものを一つ明確にして頂きたいと思います。

○國務大臣(村上義一君) 交通の安全を確保するということは、国民の生命財産の安全を図るという見地から極めて大切なことであると思っておるのであります。従つて政府の立場における監督指導といふ面から申しましても交通機関の持つ業務につきましては、その安全性の一貫性を保持するといふことが必要であり、又責任の分野を明確にすることがこの趣旨において重要性があると信じておるのであります。恐らく小泉先生もそういう見地からの御質問だと察するのであります。

現在運輸省におきましては、鉄道車輌の製作、又船舶の建造といふものは運輸省がその生産監督に当つておるのであります。ただ自動車につきましては商工省がその監督に当つておるのであります。その間プリントシブルの一貫性を欠いておるのであります。が併し強いて申上げますれば、船舶又は鉄道車輌のこととき注文生産のものは、是非とも運輸省において運輸の監督指導と一貫して製作の指導監督を持たなければならん。併し自動車のこときマス・プロを原則とする生産事業においては、運用者が選択して仕上つた品物を購入することができる。従つて生産

事業の監督指導は別の官庁においても差支えないということを言い得るかと思うのであります。こういう見地から申しますると、飛行機のごとく特に注文生産によるものは、その生産も是非とも運輸省がその責任を以て進め、そうして航空の安全について全責任を持つつということがこの事業の健全なる発達に最も貢献するやうであるのじやないかといふ議論は十分に立つと思ひであります。ただ飛行機の生産材料、比較的稀少物資が多いといつたために、その材料調整といふ見地から通産省が処理する必要があるといふことも又筋が立つた理論だと言われると思うのであります。併しながら飛行機の完全性を保持する、航空事業の安全を確保するという意味合いから、その生産に要する、生産過程におけるいわゆる型式証明或いは航程間における検査であるとか、或いは更に最終の耐空証明、検査、試験にかかることは、安全を確保する上においてなされることとはすべて運輸省が処置をするといふことがこれは絶体に必要であると思うのであります。従いまして安全確保の見地から生産前後における、又途中における検査、試験、証明、これらはすべて運輸省が処理をする責任を以て監督指導をするということに大体のプリンシブルは決定いたしましたのであります。その趣旨においてこの航空法が立案せられた次第であります。たゞ生産につきまして通産省はおのずから見るところがあつて、飛行機製造業法といふものを立てさせられて国会の御審議を受けるということに本日相成つた次第であります。いずれ法案についてよく御審査を願いたいと思つておる次第であります。

○小野哲君 質問じやりせんが、輸空法案の審議の参考として、諸外国における航空活動の基本となつておる諸制度について資料を御提出願いたいと思います。特に航空法案を審議するにつきましては、只今小泉さんからも御質問があり、運輸大臣から御答弁がありました。が、運航の問題は勿論、生産方面のことやらはり審議をすることも妥当であろうと思いますので、これに關する外國の立法例もありましょらし、或いはどういうふうな組織で以て行政が営まれておるか、こういうこともあります。

○國務大臣(村上義一君) 御要求に從つてできる限り諸外国の資料を整えて提出いたしたいと存じます。

なお今日先般のもく星号の事故についても本会議で御報告いたしましたごとく、あの事故については要するに乗務員及びコントローラーが若干関係して原因をなしておると思うのですが、事故の直接原因は操縦士にあつたと思うのです。機体及び備品につきましては何ら不都合なく、正常な状態にありますといふことが確認せられておりまます。こういう事故の際には問題は生じないのでありまするが、多くの場合交通事故につきましては、人と設備と相待つた競合原因が多いのであります。従つてこの人の養成、訓練ということについて、これは人というのには乗務員もありますが、又地上勤務者もあります。これら政府及び航空会社の人材の養成訓練ということ、更に機体なり或いは備品の検査、試験、なお製作の指導というような点にもこれは原因が

○理事(岡田信次君) 次に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険條約に基く行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律案を議題といたします。

政府より提案理由の御説明を願います。

○国務大臣(村上義一君) 只今上程されました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険條約に基く行政協定の実施に伴いまして、日本国に駐留する合衆国軍隊が使用します飛行場、又航空法保安施設並びに航空機又その乗務員につきましては、行政協定第二條、第三條、第四條の規定によりまして、航空法の適用については特例を設ける必要が生じて参つたのでござります。この法律案は只今申しましたような立法趣旨で規定いたしたのでございまして、施設の使用方法その他具体的な実施細目につきましては、今予備作業班の航空分科委員会において協議が進行中であるのであります。この点御了承置きたいと存じます。

○理事(岡田信次君) 本案に対する質疑は次回に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上で簡単ながらこの法律案の提出理由を申上げた次第であります。

○理事(岡田信次君) 本案に対する質疑は次回に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。

○理事(岡田信次君) 日程に請願の件が載つておりまするが、時間の関係であります。○小泉秀吉君 先刻文部省のはうかどりであつたが出られないというございましたが、商船大学設置の問題がすでに文部委員会にかかりておいて、この問題に觸しては本委員会では、従来どもこの議場でいろいろ論議をされて來たと私は記憶しておりますが、幸いに運輸大臣がおいでになつておられますから、一、三の質問を運輸大臣に申上げて御意向を承りたいと思うのですが、委員長如何ですか、取扱らできませんですか。

○理事(岡田信次君) どうぞ。

○小泉秀吉君 只今委員長のお許しを得たのであります。大學設置法云々というような表題で、内容を神戸商船大學設置と言いますか、新設の法案を議員提出になつて衆議院を通じておこなうのは御承知の通りであります。そこで審議を重ねておつたのでござりますが、参議院におきましては文部委員会で審議中でござります。それでこの問題につきましては、当委員会におきましても前回並びに前々回からいろいろと審議をおこなつて、從来運輸省においてこの商船大學設置の問題に対し

は、大体私は消極的の態度と言ひます
か、見解をとつたように思つて
おるのでござります。文部省もその頃
はそういうふうであったよう丁承認
ておりますが、この頃最近になりま
して、殆んどこれは參議院を通じられ
ばすでに確定するというところまで行
つてゐるのですが、運輸大臣に
お伺いしたい点は、あの商船大学を作
るということと從来海援専門学院でや
つておつた再教育と言ひますか、高級
船員の資格の昇格、或いは将来短期間
に高級船員の資格を取り得るよりな経
歴を持つている者に再教育を施して、
至急に高級船員を養成するというより
なこととの関係ということで、あの海
援専門学院を商船大学にして、そら
いうこと二、三年の急場に間に合うよ
うな、再教育によつてするべき、至急
に要する高級船員の養成には何ら支障
がないというようなことに到達したの
か、若し到達しなならば、従来の難点
とどういう点において違つてこういう
ふうになつたのかといふ点、それから
商船大学ができるば、その商船大学
の教授陣容とでもいいますか、それと
現在の運輸省所管である海援専門学院
に勤務しておる多数の教育者のかたがた
た、それとの関連はどういうふうにな
った場合、やはりそういう両方の學
院並びに大學を受持つて行くようにな
るのか、或いはそれとは別に文部省は
陣容を整えるのか、これは文部省のほ
うに伺いたいことなのですけれども、
一応運輸省としてはその辺に対しても
御見解があるだらうと思うのです。そ
れからあそこの校舎の大部分を海援専

門学院から商船大学を持つて行つても、一向その専門学院の教授用施設は支障がないというような話をときどき聞かせられるのですけれども、果して実際そういうふうに支障はないのかどうか、こういう点に対しても御見解を御説明を願いたいと思います。

○國務大臣(村上義一君) 白紙で私の見解を申しますれば、私は商船大学を二校設置するということは反対であります。併しながらこれは反対の理由は申上げるに長くなりますが、とにかく結論として私は現状に鑑みれば反対であります。併しすでに前国会の終りにおきまして衆議院の文部委員会と運輸省の担当官の間に數回現地も視察せられまして、そうしてあの商船大学を設置するということになれば、現在の寄宿舎のほうはもとより別であるが、校舎のほうについてはその管理を運輸省に移管するということと、そうして併しながら海拔専門学院として必要な施設の使用は引続いて運輸省がして行くこと、こういう協定ができるのであります。併して、小泉先生も恐らく御承知のことと思います。こういう協定がすでに昨年の夏であります。併し海拔専門学院としてこれも尊重せんければなりません。その管理権は遠からず文部省に移管するということに相成るであります。但し海拔専門学院として必要なものはその使用権を留保するということに相成っておりますので、これは今後引続いて運輸省で使用していくということに相成るのであります。而し運輸省が如何に使用するかと申しますれば、今御承知のごとく新船の建造はます／＼促進して行かなければならぬ状態にあることは申上げるま

でもないであります。自然各コンモン・キャリアとしての船会社の乗組員の需要は非常に激烈なものがあるのであります。昨年度は神戸の海拔専門学院で三百名を定員として養成をしておられたのであります。今年は六百六十名に増加して、予算措置も講じて養成することに相成つて、すでに第一回の講習も終えた次第であります。そうしてこの六百六十名の各種類の学生を、学生と申しましてもすでに経験のある乗組員を、それ／＼部門を分けて養成して行くのであります。然るに現在の要在するのであります。然るに現在の神戸海拔専門学院の教室は十五しかないのです。止むを得ませんから大きい教室を中仕切りを三教室いたしました。辛うじてその要請に応えると申しましても全く名目に過ぎない。使用は引き継ぎ運輸省がやつて行くといふことに相成ることは文部省においても、又衆議院の文部委員においてもよく承知をしておられるところであります。従いまして文部大臣としても私と同じ意見を持つておられたのであります。

○小泉秀吉君 大体運輸大臣が運輸省の所管である海拔専門学院の六百名余りの当年度における募集人員の養成に何ら支障がないという明快な御説明であります。従いまして文部省に移管するが、私それ以上は結果から見なければわからない、追及はしませんけれども、非常にまだ運輸大臣御自身も大學の設置には反対なんであります。運輸大臣の立場におられるかたが御同意のないものが、閣議において、又内閣において文部省において、特に衆議院において通過するというようなことは、私はほかのことと違つて、事は教育に関する問題でありますから、もう少し慎重に御審議或いは御討議になります。従いまして商船大学としましては、一年生八十名を募集するというように聞いておりますが、これをこの夏募集する、夏までに新校舎を建築してそれを得ず私も養成せざるを得なかつたようになります。ただ商船大学の進みつつあるように承わつておるのであります。勿論教室についてはそうあります。勿論教室についてもそろ余裕ある施設におきまして、もちろん公用の方法をとつて進めるようになります。今打合せをしておるようであります。御了承

であります。

であります。自然各コンモン・キャリアとしての船会社の乗組員の需要は非常に激烈なものがあるのであります。昨年度は神戸の海拔専門学院で三百名を定員として養成をしておられたのであります。今年は六百六十名に増加して、予算措置も講じて養成することに相成つて、すでに第一回の講習も終えた次第であります。そうしてこの六百六十名の各種類の学生を、学生と申しましてもすでに経験のある乗組員を、それ／＼部門を分けて養成して行くのであります。然るに現在の要在するのであります。然るに現在の神戸海拔専門学院の教室は十五しかないのです。止むを得ませんから大きい教室を中仕切りを三教室いたしました。辛うじてその要請に応えると申しましても全く名目に過ぎない。使用は引き継ぎ運輸省がやつて行くといふことに相成ることは文部省においても、又衆議院の文部委員においてもよく承知をしておられるところであります。従いまして文部大臣としても私と同じ意見を持つておられたのであります。

○小泉秀吉君 大体運輸大臣が運輸省の所管である海拔専門学院の六百名余りの当年度における募集人員の養成に何ら支障がないという明快な御説明であります。従いまして文部省に移管するが、私それ以上は結果から見なければわからない、追及はしませんけれども、非常にまだ運輸大臣御自身も大學の設置には反対なんであります。運輸大臣の立場におられるかたが御同意のないものが、閣議において、又内閣において文部省において、特に衆議院において通過するというようなことは、私はほかのことと違つて、事は教育に関する問題でありますから、もう少し慎重に御審議或いは御討議になります。従いまして商船大学としましては、一年生八十名を募集するというように聞いておりますが、これをこの夏募集する、夏までに新校舎を建築してそれを得ず私も養成せざるを得なかつたようになります。ただ商船大学の進みつつあるように承わつておるのであります。勿論教室についてはそうあります。勿論教室についてもそろ余裕ある施設におきまして、もちろん公用の方法をとつて進めるようになります。今打合せをしておるようであります。御了承

であります。

本日はこれを以て散会します。
午後四時二十五分散会

託された

一、国鉄嘱託医の往診用バス復活に関する請願(第一六九五号)

一、五條、新宮両駅間鉄道敷設促進に関する請願(第一六九六号)

一、海老津、赤間両駅間に簡易停車場設置の請願(第一六九七号)

一、常磐線電車を佐貫駅まで延長運行するの請願(第一七一三号)

一、朱鞠内、羽幌両駅間鉄道敷設促進に関する請願(第一七四七号)

一、国鉄電車を明石駅より姫路駅まで延長運行の請願(第一七六三号)

一、姫路市に鉄道管理局設置の請願(第一七六四号)

一、越美線の石徹白村経由に関する請願(第一七八五号)

一、新庄、余目両駅間にヨビ急珠関、吹浦両駅間にディーゼルカー運行の請願(第一七八六号)

一、上野、青森両駅間下り直通列車増設に関する請願(第一七八七号)

一、水郡線、磐越東線の旅客サービス改善に関する請願(第一七八八号)

一、白棚鉄道復活に関する請願(第一七八九号)

一、上野、白河両駅間不定期期末下り列車等の運行延長に関する請願(第一七九〇号)

一、秋田県横手市に気象測候所設置の請願(第一七九一号)

一、山形、荒砥両駅間鉄道敷設に関する請願(第一七九二号)

一、四国循環鉄道敷設工事促進に関する請願(第一七九三号)

ございませんか。

○理事(岡田信次君) ほかに御質疑は

する請願（第一一八三八号）

一、四国循環鉄道の第一、第二期敷設工事促進に関する請願（第一一八三九号）

一、龜岡、園部両駅間に国営バス運輸開始の請願（第一一八四〇号）

一、龜岡、園部両駅間に国営バス運輸開始の陳情（第九二四号）

一、名古屋、多治見両駅間鉄道電化に関する陳情（第九五八号）

一、輸入自動車を営業用に優先配給の陳情（第九六二号）

輸開始の陳情（第九二四号）

一、名古屋、多治見両駅間国営バス運輸開始の請願（第一一八四〇号）

一、龜岡、園部両駅間に国営バス運輸開始の請願（第一一八四〇号）

一、名古屋、多治見両駅間国営バス運輸開始の請願（第一一八四〇号）

和歌山線五條駅より南方未開の宝庫奥吉野を通じ、和歌山県新宮市に達する

吉野として着工され、工事は着々進

ちよくし五條、加名生間約六キロは略

り大塔村阪本に至る二十四キロを第一

期工事として着工され、工事は着々進

ちよくし五條、加名生間約六キロは略

第一一七一三号 昭和二十七年四月十

常磐線電車を佐貫駅まで延長運行する

の請願

請願者 茨城県稲敷郡龍ヶ崎町
長 富塙橋一外十一名

七平君

昭和二十七年度取手地先利根川鉄橋改

修工事着工に際し電車線を取り手駅より

廢止駅延長されるやにそく開するの

で、その際は廢止駅に比較して地形、

輸送および現有施設において電車發着

駅として優位なる立地條件を具備する

佐貫駅まで延長せられたいとの請願

第一一六九七号 昭和二十七年四月十

四日受理

海老津、赤間両駅間に簡易停車場設置

の請願

紹介議員 吉田 法晴君

山本哲外三名

北九州大工業地帯と、九州の政治経済

教育の中心地である福岡市を連絡する

交通機關として見るべきものはわざか

に国鉄一本に頼る外なき現状にあると

き、重病患者なるにもかかわらず自発的

に通院し治療面に障がいをきたした

てきたが、先般この往診バスが開止さ

れたため往診治療にとくに困りを欠

き、重病患者なるにもかかわらず自発的

に開止されたから、國鉄の往診バスを復活せられたいとの請願。

第一一七六四号 昭和二十七年四月十

六日受理

姫路市に鐵道管理局設置の請願

請願者 兵庫県姫路市長 石見 元秀

紹介議員 藤森 真治君

昭和二十五年八月一日を期して実施を

見た日本国有鉄道機構未ぞう有の大変

革に際し、姫路鐵道管理局は関係地域

の飛躍的發展の現実を無視してつい

に廢止の運命を喫し、いまや姫路を中心として播但、陰陽にわたる広大なる

産業經濟は輸送の麻ひ状態を現出

し、その結果として生産の減退、商取引のそこを招き、このまま放置されると、躍動する関係地域の發展に一大

障となるから、國鉄姫路管理局のすみ

やかな実現を図られたいとの請願。

第一一七六三号 昭和二十七年四月十

六日受理

越美線の石徹白村経由に関する請願

請願者 東馬武雄外三名

越美線の延長に当つては、越美線を現

在の終点北濃駅より高鷲村まで延長し

石徹白村を経て上穴馬村を経由すれば、将来城ヶ端線に連絡するにも最も

好都合であり、この地方の資源開

発を促すばかりでなく觀光客にも多大

の利便を與えることになるから、同区

内に簡易停車場を設置せられたいとの請願。

第一一七八六号 昭和二十七年四月十

六日受理

新庄、余目両駅間および念珠門、吹浦

兩駅間にディーゼルカー運行の請願

請願者 山形県議会議長 加藤 富之助

姫路市に鐵道管理局設置の請願

請願者 兵庫県姫路市長 石見 元秀

紹介議員 小杉 繁安君

最上総合開發の実施により最上、庄内

両地区は今後益々その重要度を増し、

従つて交通輸送面においてもまた激増

の一途をたどることは明らかな事実で

あるが、交通機關はまことに貧弱で、

本県の發展上このまま放置できない状

況にあるから、最上総合開發の一環と

して本県の發展のため、新庄、余目間

ならびに念珠門、吹浦間にディーゼル

カー運行の措置をとられたいとの請

願。

第一一七八五号 昭和二十七年四月十

六日受理

て不利不便な現状におかれていることは、国鉄輸送の均てん上からも遺憾であるからすみやに一〇一列車(青葉)のほかあらたに直通急行列車を増発せられたいとの請願。

第一七八八号 昭和二十七年四月十
六日受理

水郡線、磐越東線の旅客サービス改善に関する請願

請願者 福島県議会事務局内

大竹作摩

紹介議員 石原幹市郎君

国鉄における各種の施設は漸次改善を加えられ、既に国内幹線においては、戦前の域に達し、着々面目を一新されているが、ひとりローカル線特に本県と隣県茨城を結ぶ水郡線および磐越東線については、車両その他の施設いざれも旧態のままにおかれていることは、戦後急激に復興せられてある経済、文化、産業活動上深く遺憾とするところであるから、すみやかに両線の実情にかんがみ旅客サービスの改善を図られたいとの請願。

第一七八九号 昭和二十七年四月十
六日受理

白棚鉄道復活に関する請願

請願者 福島県議会事務局内
大竹作摩

白棚鉄道は福島県南地方の重要な交通機関として国営により運行せられていたのであるが、戦争の犠牲となつて廃線撤去されるにいたつたのである。その後地方民の要望により昭和三十二年復活工事に着手し、起点白河より関山口までの軌條敷設を終つたが、これも

また中止となり今日にいたつているのであるが、本鉄道をこの地方の生産鉄道とされるとともに経済、文化、交通の生命線として、すみやかに国営に復活の方途を講ぜられたとの請願。

第一七九〇号 昭和二十七年四月十
六日受理

上野、白河両駅間不定期週末下り列車等の運行延長に関する請願

請願者 福島県議会事務局内

大竹作摩

紹介議員 石原幹市郎君

毎年春期より秋期の間東北本線下り列車に週末列車を運転されていることには、文化国家にふさわしい民主的な輸送措置であるとともに、そのうける利便と幸福は大きいが、この列車の終点地があると思われます上野、郡山間を白河までとしていることは再考の余地があると想定して、この列車の終点を白河まで延長せられたいとの請願。

第一七九一号 昭和二十七年四月十
六日受理

秋田県横手市に気象測候所設置の請願

請願者 秋田県横手市長 佐々木一郎

紹介議員 長谷川行義君

横手市は秋田県の南部に位置する交通、政治、経済、文化の中心地であるが、秋田測候所予報と天候とは時に違うことがある

つて、しばしば農作物に致命的損害を被っている実情であるから、この被害を除去して科学的農業経営のできるよう、当市に気象測候所を設置せられたいとの請願。

第一七九二号 昭和二十七年四月十
七日受理

山形、荒砥両駅間鉄道敷設に関する請願

請願者 山形県議会議長 加藤富之助

紹介議員 小杉繁安君

山形市、荒砥町間の鉄道連絡は、現在赤湯を経由しているため、いちじるしく不便な状態にあり、同地方の発展をはばんでいるが、これを山形市から、南村山郡柏倉門伝村、西置賜郡白鷹村および十王村を経て荒砥町に直結すれば、利便と幸福は大きいが、この列車の終点は極めて多いにもかかわらず郡山止りのため利便がはなはだしく減殺されているから、この際旅客サービスの新構想として両線列車運転をそれぞれ福島駅まで延長せられたいとの請願。

第一八一八号 昭和二十七年四月十
八日受理

四国循環鉄道敷設工事促進に関する請願

請願者 高知市帶屋町高知県町村外一名

紹介議員 西山亀七君 寺尾豊君

四国循環鉄道の敷設は、高知県町村および町村議会の意願であるから、第一期工事として安芸、奈半利間、第二期工事として奈半利、室戸間、第三期工事として後免、安芸間、第四期工事と

して室戸、佐喜浜間、第五期工事として佐喜浜、甲浦間を、それぞれ敷設せられたいとの請願。

第一八三九号 昭和二十七年四月十
八日受理

四国循環鉄道の第一、第二期敷設工事促進に関する請願

請願者 高知県安芸郡田野町安芸郡村議長会内 松本孝一外三名

紹介議員 寺尾豊君 西山

四国循環鉄道東部線の敷設は、高知県民多年の念願であり、かつ実地測量も既に完了していることであるから、第一期工事安芸、奈半利間、第二期工事として奈半利、室戸間をすみやかに着手せられたいとの請願。

第一八四〇号 昭和二十七年四月十
八日受理

四国循環鉄道敷設工事促進に関する請願

請願者 京都府南桑田郡亀岡町

紹介議員 長大観嘉男外九名

四国循環鉄道の敷設は、高知県町村および町村議会の意願であるから、第一期工事として安芸、奈半利間、第二期工事として奈半利、室戸間、第三期工事として後免、安芸間、第四期工事と

して室戸、佐喜浜間、第五期工事として佐喜浜、甲浦間を、それぞれ敷設せられたいとの請願。

第一九六二号 昭和二十七年四月十七
日受理

国鉄亀岡、園部両駅間を山の手経由によつて結ぶ延長二十五キロの間に国営バスを運行すると、交通機関に恵まれ沿線住民の受け利益は、極めて大きいから、同区間に国営バスの運行を開始せられたいとの請願。

請願者 京都府南桑田郡亀岡町

紹介議員 カニエ邦彦君

国鉄亀岡、園部両駅を山の手経由によつて結ぶ延長二十五キロの間に国営バスを運行すると、交通機関に恵まれ沿線住民の受け利益は、極めて大きいから、同区間に国営バスの運行を開始せられたいとの請願。

第一九九四号 昭和二十七年四月十四
日受理

輸入自動車を営業用に優先配給の陳情

陳情者 東京都中央区銀座東八ノ一全国乗用自動車協会内 新倉文郎

政府は今般、ボンド地域ならびにオーブン・カウント地域より乗用自動車を輸入し、しかもこの新車を円貨で日本人に購入させるとのことであるが、わ

が國における營業用自動車は車輪が平均十七年余に達し、しかも車輪の保安度が落ち、交通安全上極めて憂慮すべき状態にあり、一方特別の方面を除いては、自家用はすでに飽和状態となつてゐる等の現情にかんがみ、右輸入自動車の配分に当つては、營業用に優先配給せられたいとの陳情。

四月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、國際觀光ホテル整備法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は四月十二日）

四月二十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、航空法案
二、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基く行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律案

第八章 外國航空機（第二百二十六條—第三百三十一條）	第九章 雜則（第三百三十二條—第三百三十七條）	第十章 罰則（第三百三十八條—第三百六十二條）
附則 第一章 総則	（この法律の目的）	（この法律の目的）

5 この法律において「着陸帶」とは、特定の方向に向つて行う航空機の離陸（離水を含む。以下同じ。）又は着陸（着水を含む。以下同じ）の用に供するため設けられる飛行場内の矩形部分をいう。

6 この法律において「進入区域」とは、着陸帶の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帶の中心線の延長三千メートルの点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から三百七十五メートル（計器飛行の用に供する着陸帶にあつては六百メートル）の距離を有する二点を結んで得た平面をいう。

7 この法律において「進入表面」は、着陸帶の短辺に接続し、且つ、水平面に対し上方へ運輸省令で定める角度を有する平面であつて、その投影面が進入区域と一致するものをいう。

8 この法律において「水平表面」とは、飛行場の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として運輸省令で定める長さの半径で描いた円周で囲まれた部分をいう。

9 この法律において「転移表面」とは、進入表面の斜辺又は着陸帶の長辺に接続し、外側上方に水平面に對し七分の一の角度を有する平面であつて、水平表面との交線

10 この法律において「航空燈火」は、飛光により航空機の航行を援助するための航空保安施設であるための施設で、運輸省令で定めるものをいう。

11 この法律において「航空交通管

制区」とは、航空路における地表又は水面から二百メートル以上の高さの空域であつて、航空交通の安全のために航空庁長官が指定するものをいう。

12 この法律において「航空交通管制」とは、公共の用に供する飛行場及びその附近の上空の空域であつて、飛行場及びその上空における航空交通の安全のために航空庁長官が指定するものをいう。

13 この法律において「有視界飛行状態」とは、視程及び雲の状況を考慮して運輸省令で定める視界上良好な気象状態をいう。

14 この法律において「計器飛行状態」とは、有視界飛行状態以外の気象状態をいう。

15 この法律において「計器飛行」とは、航空機外の物象を見て、これに依存することなく、計器のみ依存して行う飛行をいう。

16 この法律において「航空運送事業」とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。

17 この法律において「定期航空運送事業」とは、一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行う航空運送事業をいう。

18 この法律において「不定期航空運送事業」とは、定期航空運送事業以外の航空運送事業をいう。

第二章 登録
（国籍の取得）
第三條 航空機は、この章で定めるところにより航空庁長官の行う登録を受けたときは、日本の国籍を有するものとする。

第四條 左の各号の一に該当する者が所有する航空機は、これを登録することができない。
一、日本の国籍を有しない人（登録の要件）
二、外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの（登録の要件）
三、外国の法令に基いて設立された法人その他の団体（登録の要件）
四、法人であつて、前三号に掲げられた者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの（登録の要件）
五、外國の国籍を有する航空機は、これを登録することができない。

第六條 登録は、航空機の所有者の申請により航空機登録簿に左に掲げる事項を記載し、且つ、登録記号を定め、これを航空機登録簿に記載することによつて行う。

一、航空機の型式

二、航空機の製造者

三、航空機の番号

四、登録の年月日及び登録番号（登録証明書の交付）

第五條 所有者の氏名又は名称及び住所

第六條 航空庁長官は、登録をしたときは、申請者に対し、航空機登

第七章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第八章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第九章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第十章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第十一章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第十二章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第十三章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第十四章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第十五章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第十六章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第十七章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第十八章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第十九章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第二十章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第二十一章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第二十二章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第二十三章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第二十四章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第二十五章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第二十六章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第二十七章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第二十八章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第二十九章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第三十章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第三十一章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第三十二章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第三十三章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第三十四章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第三十五章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第三十六章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第三十七章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第三十八章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第三十九章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第四十章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第四十一章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第四十二章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第四十三章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第四十四章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第四十五章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第四十六章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第四十七章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第四十八章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第四十九章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第五十章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第五十一章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第五十二章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第五十三章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第五十四章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第五十五章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第五十六章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第五十七章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第五十八章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第五十九章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第六十章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第六十一章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第六十二章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第六十三章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第六十四章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第六十五章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第六十六章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第六十七章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第六十八章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第六十九章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第七十章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第七十一章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第七十二章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第七十三章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第七十四章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第七十五章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第七十六章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第七十七章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第七十八章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第七十九章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第八十章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第八十一章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第八十二章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第八十三章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第八十四章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第八十五章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第八十六章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第八十七章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第八十八章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第八十九章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第九十章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第九十一章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第九十二章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第九十三章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第九十四章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第九十五章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第九十六章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第九十七章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第九十八章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第九十九章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百零一章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百零二章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百零三章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百零四章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百零五章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百零六章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百零七章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百零八章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百零九章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百一十章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百一十一章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百一十二章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百一十三章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百一十四章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百一十五章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百一十六章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百一十七章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百一十八章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百一十九章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百二十章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百二十一章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百二十二章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百二十三章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百二十四章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百二十五章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百二十六章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百二十七章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百二十八章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百二十九章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百三十章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百三十一章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百三十二章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百三十三章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百三十四章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百三十五章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百三十六章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百三十七章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百三十八章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百三十九章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百四十章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百四十一章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百四十二章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百四十三章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百四十四章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百四十五章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百四十六章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百四十七章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百四十八章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百四十九章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百五十章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百五十一章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百五十二章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百五十三章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百五十四章 航空機の運航（第五十七條—第一百二十九條）

第一百五十五章 航空機の運航（第五十七條—第一

登録証明書を交付しなければならない。

(登録の変更) 第七條 登録を受けた航空機(以下「登録航空機」という。)につき第五條第四号又は第五号に掲げる事項に変更があつたときは、次第第一項の規定により登録のまつ消を申請しなければならない場合を除く

の外、その所有者は、その事由があつた日から十五日以内に航空局長官にその旨を届け出なければならぬ。

2 航空局長官は、前項の届出があつたとき、登録のまつ消を申請しなければならない場合を除く

(登録のまつ消)

第八條 登録航空機の所有者は、左に掲げる場合には、その事由があつた日から十五日以内に、登録のまつ消を申請しなければならない。

一 登録航空機が滅失し、又は登録航空機の解体(整備、改造、輸送又は保管のためにする解体を除く。)をしたとき。

二 登録航空機の存否が三箇月以上不明になつたとき。

三 登録航空機が第四條の規定により登録することができないものとなつたとき。

2 前項の場合において、登録航空機の所有者が登録のまつ消を申請しないときは、航空局長官は、その定める七日以上の期間内において、これをなすべきことを催告しなければならない。

3 航空局長官は、前項の催告をし

た場合において、登録航空機の所有者が正当な理由がないのに登録のまつ消を申請しないときは、登録をまつ消し、その旨を所有者に通知しなければならない。

(命令への委任)

第九條 航空機登録原簿の記載、登録の申請の手続、航空機登録証明書の様式並びに交付、再交付及び返納その他の登録に関する細目的事項は、運輸省令で定める。

第十條 航空局長官は、申請により、航空機について耐空証明を行う。

第三章 航空機の安全性

2 前項の耐空証明は、日本の国籍を有する航空機でなければ、受けられることができない。但し、政令で定める航空機については、この限りでない。

3 耐空証明は、その航空機の用途、速度、最大離陸重量、最大着陸重量、重心位置及び発動機運用限界を指定して行う。

4 航空局長官は、第一項の申請があつたときは、当該航空機の強度、構造及び性能、耐空性を確保するための技術上の基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、前項の有効期間を短縮することができる。

5 耐空証明は、申請者に型式証明書を交付することによつて行う。

第六章 航空機の耐空証明

2 航空局長官は、第十條第四項の期間を経過しない前に第十條第四項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、前項の有効期間を短縮することができる。

3 型式証明は、申請者に型式証明書を交付することによつて行う。

4 航空局長官は、第一項の型式証明をするときは、あらかじめ通商産業大臣の意見をきかなければならない。

5 耐空証明は、申請者に耐空証明書を交付することによつて行う。

第六章 航空機の耐空証明

2 航空局長官は、前項の申請があつたときは、当該航空機の設計の変更をしようとするときは、航空局長官の承認を受けなければならない。

3 第十條第四項の基準の変更があつた場合において、型式証明を受けた場合において、型式証明を受けた場合において、型式の航空機が同項の基準に

6 第四項の検査のうち、製造過程について行うものは、航空局長官が当該航空機の製造を行なう工場の従業者であつて政令で定めるもの又は通商産業大臣が運輸大臣に協議して指定する通商産業省の職員に行わせるものとする。

7 航空局長官は、前項の検査について当該通商産業省の職員を指揮監督することができる。

第八條 航空機は、前條第一項の耐空証明を受けたものでなければ、航空の用に供してはならない。

9 第十條第四項の規定は、航空局長官が前項の承認をしようとする場合に準用する。

10 第十條第四項の規定は、航空機について耐空証明を行う。

第三章 航空機の安全性

2 前項の耐空証明は、日本に有する航空機でなければ、受けられることはできない。但し、政令で定める航空機については、この限りでない。

3 型式証明

2 航空局長官は、前項の申請があつたときは、その申請に係る型式の航空機がその強度、構造及び性能について第十條第四項の基準に適合すると認めるときは、前項の有効期間を短縮することができる。

3 型式証明は、申請者に型式証明書を交付することによつて行う。

4 航空局長官は、第一項の型式証明をするときは、あらかじめ通商産業大臣の意見をきかなければならない。

5 耐空証明は、申請者に耐空証明書を交付することによつて行う。

第六章 航空機の耐空証明

2 航空局長官は、第十條第四項の期間を経過しない前に第十條第四項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、前項の有効期間を短縮することができる。

3 型式証明は、申請者に型式証明書を交付することによつて行う。

4 航空局長官は、第一項の型式証明をするときは、あらかじめ通商産業大臣の意見をきかなければならない。

5 耐空証明は、申請者に耐空証明書を交付することによつて行う。

第六章 航空機の耐空証明

2 航空局長官は、前項の申請があつたときは、当該航空機の設計の変更をしようとするときは、航空局長官の承認を受けなければならない。

3 第十條第四項の基準の変更があつた場合において、型式証明を受けた場合において、型式の航空機が同項の基準に

合しなかつたときも同様である。

2 航空局長官は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第十條第四項の基準に適合するときには、承認し合するかどうかを検査し、これに適合するときには、承認しなければならない。

3 第一項の検査のうち、航空機製造工場において修理過程及び改修過程について行うものについては、第十條第六項及び第七項の規定を適用する。

4 第十條第四項の規定は、航空機の用に供してはならない。

5 第十條第四項の規定は、航空機について耐空証明を行う。

第六章 航空機の耐空証明

2 航空局長官は、前項の申請があつたときは、当該航空機の用に供するための機動発、プロペラその他の運輸省令で定める安全性的確保のため重要な装備品について、航空局長官の予備品証明を受けること

が可能である。

3 第十條第四項の規定は、航空機の用に供してはならない。

4 第十條第四項の規定は、航空機について耐空証明を行う。

5 第十條第四項の規定は、航空機の用に供してはならない。

第六章 航空機の耐空証明

2 航空局長官は、第十條第四項の期間を経過しない前に第十條第四項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、前項の有効期間を短縮することができる。

3 型式証明は、申請者に型式証明書を交付することによつて行う。

4 航空局長官は、第一項の型式証明をするときは、あらかじめ通商産業大臣の意見をきかなければならない。

5 耐空証明は、申請者に耐空証明書を交付することによつて行う。

第六章 航空機の耐空証明

2 航空局長官は、前項の申請があつたときは、当該航空機の設計の変更をしようとするときは、航空局長官の承認を受けなければならない。

3 第十條第四項の基準の変更があつた場合において、型式証明を受けた場合において、型式の航空機が同項の基準に

果、当該航空機が第十條第四項の基準に適合するときには、これを合格としなければならない。

2 航空局長官は、前項の検査のうち、製造過程について行うものは、航空局長官が当該航空機の製造を行なう工場の従業者であつて政令で定めるもの又は通商産業大臣が運輸大臣に協議して指定する通商産業省の職員に行わせるものとする。

3 第一項の検査のうち、航空機製造工場において修理過程及び改修過程について行うものについては、第十條第六項及び第七項の規定を適用する。

4 第十條第四項の規定は、航空機の用に供してはならない。

5 第十條第四項の規定は、航空機について耐空証明を行う。

第六章 航空機の耐空証明

2 航空局長官は、前項の申請があつたときは、当該航空機の用に供するための機動発、プロペラその他の運輸省令で定める安全性的確保のため重要な装備品について、航空局長官の予備品証明を受けること

が可能である。

3 第十條第四項の規定は、航空機の用に供してはならない。

4 第十條第四項の規定は、航空機について耐空証明を行う。

5 第十條第四項の規定は、航空機の用に供してはならない。

第六章 航空機の耐空証明

2 航空局長官は、第十條第四項の期間を経過しない前に第十條第四項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、前項の有効期間を短縮することができる。

3 型式証明は、申請者に型式証明書を交付することによつて行う。

4 航空局長官は、第一項の型式証明をするときは、あらかじめ通商産業大臣の意見をきかなければならない。

5 耐空証明は、申請者に耐空証明書を交付することによつて行う。

第六章 航空機の耐空証明

2 航空局長官は、前項の申請があつたときは、当該航空機の設計の変更をしようとするときは、航空局長官の承認を受けなければならない。

3 第十條第四項の基準の変更があつた場合において、型式証明を受けた場合において、型式の航空機が同項の基準に

果、当該航空機が第十條第四項の基準に適合するときには、承認し合するかどうかを検査し、これに適合するときには、承認しなければならない。

2 航空局長官は、前項の申請があつたときは、当該航空機の用に供するための機動発、プロペラその他の運輸省令で定める安全性的確保のため重要な装備品について、航空局長官の予備品証明を受けること

が可能である。

3 第十條第四項の規定は、航空機の用に供してはならない。

な装備品を運輸省令で定める時間
をこえて使用する場合には、運輸
省令で定める方法によりこれを整
備しなければならない。

(航空機の整備又は改造)

第十九條 航空証明のある航空機の
使用者は、当該航空機について整
備(運輸省令で定める整備な保守
を除く。又は改修をした場合に
は、当該航空機が第十條第四項の
基準に適合することについて確認
をし又は確認を受けなければ、こ
れを航空の用に供してはならな
い。但し、第十六條第一項の規定
により航空庁長官の検査を受けな
ければならない場合は、この限り
(指定無線通信機器)

第二十條 運輸省令で定める無線通
信機器(以下「指定無線通信機器」
といふ)であつて航空機に装備す
るものは、航空庁長官の検査を受
け、これに合格したものでなけれ
ば、使用してはならない。検査を受
け、これに合格した後、運輸省
令で定める期間を経過したものに
ついても同様である。

2 航空庁長官は、当該指定無線通
信機器が、運輸省令で定める技術
上の基準に適合すると認めるとき
は、これを合格としなければなら
ない。(命令への委任)

第二十一條 航空証明書及び型式証
明書の様式、交付、再交付及び返
納に関する事項その他耐空証明、
型式証明、第十六條第一項の検
査、予備品証明及び前條第一項又
は第二項の検査の実施細目は、運

輸省令で定める。

第四章 航空従事者

(航空従事者接能証明及び航空機
乗組員免許)

第二十二条 航空庁長官は、申請に
より、航空業務を行おうとする者
について、航空従事者接能証明
(以下「接能証明」という。)を行
う。

2 航空庁長官は、申請により、航
空機に乗り組んで航空業務を行お
うとする者について、接能証明の
外、航空機乗組員免許を行う。

(接能証明書)

第二十三條 接能証明は、申請者に
航空従事者接能証明書(以下「接
能証明書」という。)を交付するこ
とによって行う。

(資格)

第二十四条 接能証明は、左に掲げ
る資格別に行う。

定期運送用操縦士

上級事業用操縦士

事業用操縦士

自家用操縦士

一等航空機閑士

二等航空士

二等航空通信士

三等航空通信士

一等航空整備士

二等航空整備士

三等航空整備士

航空工場整備士

(接能証明の限定)

第二十五条 航空庁長官は、前條の
定期運送用操縦士、上級事業用操
縦士、事業用操縦士、自家用操縦

士、航空機閑士、一等航空整備
士、二等航空整備士又は三等航空

整備士の資格についての接能証明
につき、運輸省令で定めるところ
により、航空機の種類についての
限定をするものとする。

2 航空庁長官は、前項の接能証明
により、運輸省令で定めるところ
についての限定をすることができる
る。

3 航空庁長官は、前條の航空工場
整備士の資格についての接能証明
につき、運輸省令で定めるところ
により、従事することができる業
務の種類(機体関係、発動機関係、
プロペラ関係、計器関係又は電気
関係の別)についての限定をする
ことができる。

(申請資格)

第二十六条 接能証明は、第二十四
條に掲げる資格別及び前條第一項
の規定による航空機の種類別に運
輸省令で定める年齢及び飛行経歴
その他の経歴を有する者でなけれ
ば、申請することができない。

2 一等航空通信士、二等航空通信
士又は三等航空通信士の資格につ
いての接能証明は、前項の規定に
よる外、運輸省令で定める電波法
(昭和二十五年法律第二百三十一号)
第四十条の資格について同法第四
十一條の免設を受けた者でなけれ
ば、申請することができない。

(欠格事由等)

第二十七条 第三十條第一項の規定
により接能証明の取消を受け、そ
の取消の日から二年を経過しない
者は、接能証明の申請をすること
に、試験を行わなければならない。

29 航空庁長官は、接能証
明を行う場合には、申請者が、その
申請に係る資格の接能証明を有す
る航空従事者として、航空業務に
従事するに必要な知識及び能力
を有するかどうかを判定するため
に、試験を行わなければならない。

(試験の実施)

第二十九條 航空庁長官は、接能証
明を行う場合には、申請者が、その
申請に係る資格の接能証明を有す
る航空従事者として、航空業務に
従事するに必要な知識及び能力
を有するかどうかを判定するため
に、試験を行わなければならない。

(航空機乗組員免許)

第三十一条 第十二條第三項の航
空機乗組員免許は、第二十四條に
掲げる資格(一等航空整備士、二
等航空整備士、三等航空整備士及
び航空工場整備士の資格を除く。)
別に行う。

ができない。

2 航空庁長官は、第二十九條第一
項の試験に關し、不正の行為があ
った者について、二年以内の期間
に限り接能証明の申請を受理しな
いことができる。

3 学科試験に合格した者でなけれ
ば、実地試験を受けることができ
ない。

4 航空庁長官は、外国政府の授與
した航空業務の接能に係る資格証
書を有する者について接能証明を
行う場合には、前三項の規定にか
かわらず、運輸省令で定めるところ
により、試験の全部又は一部を
行わないことができる。

(接能証明の取消等)

第二十五条の規定によりその接
能証明について限定をされた航空
従事者は、その限定をされた種
類、等級若しくは型式の航空機又
は業務の種類についてでなけれ
ば、別表の業務範囲の欄に掲げる
行為を行つてはならない。

2 第二十五条の規定は、運輸省令で定
められた航空機に乗り組んでその操縦
行為を行つてはならない。

3 前二項の規定は、運輸省令で定
められた航空機に乗り組んでその操縦
(航空機に乗り組んで行うその機
体及び発動機の取扱を含む。以下
同じ。)を行う者及び航空庁長官の
許可を受けて、試験飛行等のため
新しい種類、等級又は型式の航空
機に乗り組んでその運航を行ふ者
については、適用しない。

(試験の実施)

2 航空庁長官は、前項の規定によ
る处分をしようとするときは、当該
処分に係る者に對し、あらかじめ
期日及び場所を指定して、聽聞を
しなければならない。聽聞に際し
ては、当該処分に係る者に、意
見を述べ、及び証拠を提出する
機会が與えられなければならない。

3 以上の通り、非行又は重大な過失
があつたとき。

2 航空庁長官は、前項の規定によ
る处分をしようとするときは、当該
処分に係る者に對し、あらかじめ
期日及び場所を指定して、聽聞を
しなければならない。聽聞に際し
ては、当該処分に係る者に、意
見を述べ、及び証拠を提出する
機会が與えられなければならない。

(接能証明の取消等)

2 航空庁長官は、前項の規定によ
る処分をしようとするときは、当該
処分に係る者に對し、あらかじめ
期日及び場所を指定して、聽聞を
しなければならない。聽聞に際し
ては、当該処分に係る者に、意
見を述べ、及び証拠を提出する
機会が與えられなければならない。

3 以上の通り、非行又は重大な過失
があつたとき。

2 航空庁長官は、前項の規定によ
る処分をしようとするときは、当該
処分に係る者に對し、あらかじめ
期日及び場所を指定して、聽聞を
しなければならない。聽聞に際し
ては、当該処分に係る者に、意
見を述べ、及び証拠を提出する
機会が與えられなければならない。

3 以上の通り、非行又は重大な過失
があつたとき。

2 航空庁長官は、前項の規定によ
る処分をしようとするときは、当該
処分に係る者に對し、あらかじめ
期日及び場所を指定して、聽聞を
しなければならない。聽聞に際し
ては、当該処分に係る者に、意
見を述べ、及び証拠を提出する
機会が與えられなければならない。

3 以上の通り、非行又は重大な過失
があつたとき。

2 航空庁長官は、前項の規定によ
る処分をしようとするときは、当該
処分に係る者に對し、あらかじめ
期日及び場所を指定して、聽聞を
しなければならない。聽聞に際し
ては、当該処分に係る者に、意
見を述べ、及び証拠を提出する
機会が與えられなければならない。

3 以上の通り、非行又は重大な過失
があつたとき。

2 航空庁長官は、前項の規定によ
る処分をしようとするときは、当該
処分に係る者に對し、あらかじめ
期日及び場所を指定して、聽聞を
しなければならない。聽聞に際し
ては、当該処分に係る者に、意
見を述べ、及び証拠を提出する
機会が與えられなければならない。

3 以上の通り、非行又は重大な過失
があつたとき。

2 航空庁長官は、前項の規定によ
る処分をしようとするときは、当該
処分に係る者に對し、あらかじめ
期日及び場所を指定して、聽聞を
しなければならない。聽聞に際し
ては、当該処分に係る者に、意
見を述べ、及び証拠を提出する
機会が與えられなければならない。

3 以上の通り、非行又は重大な過失
があつたとき。

2 航空庁長官は、前項の規定によ
る処分をしようとするときは、当該
処分に係る者に對し、あらかじめ
期日及び場所を指定して、聽聞を
しなければならない。聽聞に際し
ては、当該処分に係る者に、意
見を述べ、及び証拠を提出する
機会が與えられなければならない。

3 以上の通り、非行又は重大な過失
があつたとき。

2 航空庁長官は、前項の規定によ
る処分をしようとするときは、当該
処分に係る者に對し、あらかじめ
期日及び場所を指定して、聽聞を
しなければならない。聽聞に際し
ては、当該処分に係る者に、意
見を述べ、及び証拠を提出する
機会が與えられなければならない。

2 試験は、学科試験及び実地試験
とする。

3 学科試験に合格した者でなけれ
ば、実地試験を受けることができ
ない。

4 航空庁長官は、外國政府の授與
した航空業務の接能に係る資格証
書を有する者について接能証明を
行う場合には、前三項の規定にか
かわらず、運輸省令で定めるところ
により、試験の全部又は一部を
行わないことができる。

(接能証明の取消等)

第二十九條 航空庁長官は、航空従事
者がある場合の一に該當するとき
は、その接能証明を取り消し、又
は一年以内の期間を定めて航空業
務の停止を命ずることができる。

(接能証明の取消等)

第三十一条 航空庁長官は、航空従事
者がある場合の一に該當するとき
は、その接能証明を取り消し、又
は一年以内の期間を定めて航空業
務の停止を命ずることができる。

(接能証明の取消等)

第三十二條 航空庁長官は、前項の規定によ
る処分をしようとするときは、当該
処分に係る者に對し、あらかじめ
期日及び場所を指定して、聽聞を
しなければならない。聽聞に際し
ては、当該処分に係る者に、意
見を述べ、及び証拠を提出する
機会が與えられなければならない。

(接能証明の取消等)

第三十三條 第十二條第三項の航
空機乗組員免許は、第二十四條に
掲げる資格(一等航空整備士、二
等航空整備士、三等航空整備士及
び航空工場整備士の資格を除く。)
別に行う。

(接能証明の取消等)

第三十四條 第十二條第三項の航
空機乗組員免許は、第二十四條に
掲げる資格(一等航空整備士、二
等航空整備士、三等航空整備士及
び航空工場整備士の資格を除く。)
別に行う。

(接能証明の取消等)

第三十五條 第十二條第三項の航
空機乗組員免許は、第二十四條に
掲げる資格(一等航空整備士、二
等航空整備士、三等航空整備士及
び航空工場整備士の資格を除く。)
別に行う。

(接能証明の取消等)

第三十六條 第十二條第三項の航
空機乗組員免許は、第二十四條に
掲げる資格(一等航空整備士、二
等航空整備士、三等航空整備士及
び航空工場整備士の資格を除く。)
別に行う。

(接能証明の取消等)

第三十七條 第十二條第三項の航
空機乗組員免許は、第二十四條に
掲げる資格(一等航空整備士、二
等航空整備士、三等航空整備士及
び航空工場整備士の資格を除く。)
別に行う。

(接能証明の取消等)

第三十八條 第十二條第三項の航
空機乗組員免許は、第二十四條に
掲げる資格(一等航空整備士、二
等航空整備士、三等航空整備士及
び航空工場整備士の資格を除く。)
別に行う。

(接能証明の取消等)

第三十九條 第十二條第三項の航
空機乗組員免許は、第二十四條に
掲げる資格(一等航空整備士、二
等航空整備士、三等航空整備士及
び航空工場整備士の資格を除く。)
別に行う。

(接能証明の取消等)

第四十條 第十二條第三項の航
空機乗組員免許は、第二十四條に
掲げる資格(一等航空整備士、二
等航空整備士、三等航空整備士及
び航空工場整備士の資格を除く。)
別に行う。

(接能証明の取消等)

2 航空機乗組員免許は、申請者に航空免状を交付することによつて行う。

第三十二条 航空庁長官は、航空機乗組員免許の申請があつた場合に、申請者が前條第一項の資格別に運輸省令で定める身体検査基準に適合するかどうかを審査し、これに適合する者については、航空機乗組員免許をしなければならない。

第三十三条 航空機乗組員免許の有効期間は、定期運送用操縦士及び上級事業用操縦士の資格に係るものにあつては六箇月、その他の資格に係るものにあつては一年とする。

(計器飛行証明及び操縦教育証明)

第三十四条 事業用操縦士又は自家用操縦士の資格についての技能証明を受けた者は、計器飛行の技能について航空庁長官の行う計器飛行証明を受けなければ、運輸省令で定める航空機以外の航空機の計器飛行を行つてはならない。

2 航空機の操作の教育の後能について、航空長官の行う操縦教育証明を受けた者でなければ、定期運送用操縦士、上級事業用操縦士の資格に係る技能証明を有しない者に対し、運輸省令で定める航空機の操縦の教育を行つてはならない。

3 第二十六條第一項、第二十七條、第二十九條及び第三十条の規定は、前二項の計器飛行証明又は操縦教育証明について適用する。

(航空機の操縦練習)

第三十五条 第二十八条の規定にかかるわらず、航空長官の許可を受けた者は、技能証明及び航空機乗組員免許を受けないでも航空機の操縦の練習のために航空機に乗り組んでその操縦を行つてもよい。

2 航空長官は、前項の許可の申請があつた場合において、申請者が、航空機の操縦の練習を行うのに必要な能力を有すると認めるとされ、これを許可しなければならない。

3 第一項の許可は、申請者に航空機操縦練習許可書を交付することによつて行う。

4 第三十條及び第六十七條第一項の規定は、第一項の許可を受けた者に準用する。

(命令への委任)

第三十六条 技能証明書、航空免状及び航空機操縦練習許可書の様式、交付、再交付及び返納に関する事項その他技能証明、航空機乗組員免許、計器飛行証明、操縦教育証明及び前條の許可に関する細則事項並びに第二十九條第一項の試験の科目、受験手続その他の試験に関する実施細目は、運輸省令で定める。

(航空路の指定)

第五章 航空路、飛行場及び航空保安施設

(飛行場又は航空保安施設の設置)

第三十八條 航空長官以外の者は、飛行場又は政令で定める航空保安施設を設置しようとするときは、航空長官で定める航空機の許可の申請をしようとするときには、当該施設について、位置、構造等の設置の計画、管理の計画、工事完成の予定期日その他運輸省令で定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

2 前項の許可の申請をしようとする者は、当該施設について、位置、構造等の設置の計画、管理の計画、工事完成の予定期日その他運輸省令で定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

3 航空長官は、飛行場の設置の許可の申請があつたときは、飛行場の位置及び範囲、着陸帯、進入区域、進入表面、移転表面、水平表面、供用開始の予定期日その他運輸省令で定める事項を告示するとともに、現地においてこれを掲示しなければならない。

(申請の審査)

第三十九條 航空長官は、前條第一項の許可の申請があつたときは、その申請が左の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 当該飛行場又は航空保安施設の位置、構造等の設置の計画が運輸省令で定める基準に適合するものであること。

二 当該飛行場又は航空保安施設の設置によつて、他人の利益を著しく害することとならないものであること。

三 当該飛行場又は航空保安施設の管轄の計画が第四十七條第一項の技術上の基準に適合するものであること。

保全施設を設置し、及びこれを管理するに足りる能力を有するること。

2 航空長官は、飛行場の設置の許可に係る前項の審査を行う場合には、公聽会を開き、当該飛行場の設置に關し利害關係を有する者に當該飛行場の設置に關する意見を述べる機会を與えなければならない。

2 航空長官は、飛行場の設置の許可をしたときは、当該飛行場の位置及び範囲、着陸帯、進入区域、進入表面、移転表面、水平表面並びに供用開始の予定期日を告示するとともに、現地においてこれを提示しなければならない。

(飛行場の工事の完成)

第四十一条 第三十八条第一項の規定による飛行場の設置の許可を受ける者(以下「飛行場の設置者」という。)は、許可の申請書に記載された工事完成の予定期日までに工事を完成しなければならない。

2 飛行場の設置者は、前項の規定により届け出た供用開始の期日以後でなければ、当該施設を供用してはならない。

(飛行場又は航空保安施設の変更)

第四十三條 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、当該施設について運輸省令で定める航空の安全のため特に重要な変更を加えようとするときは、航空長官の許可を受けなければならない。

2 第三十八条第二項及び第三項、第三十九條第二項及び第四十條の規定は、前項の場合に準用する。但し、第三十八条第三項、第三十九條第二項及び第四十條の規定については、飛行場の範囲、進入表面又は移転表面に変更を生ずる場合に限り準用する。

(供用の休止又は廃止)

工事が完成したときは、運輸なく航空長官の検査を受けなければならない。

2 航空長官は、前項の検査の結果当該施設が申請書に記載した設置の計画に適合していると認めるときは、これを合格としなければならない。

2 飛行場の設置者は、前項の検査の結果があつたときは、運輸なく供用開始の期日を定めて、これを航空長官に届け出なければならない。

(飛行場の工事の完成)

第四十二条 飛行場の設置者又は第三十八条第一項の規定による航空保安施設の設置の許可を受けた者は、

三十八條第一項の規定によつて、該飛行場の供用を休止し、又は停止しようとするとときは、航空長官の許可を受けなければならない。

者に対し、期限を定めて當該燈火のしやへいその他航空燈火の認識を妨げず、又は航空燈火と誤認されないようするための措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前項の場合において、類似燈火が航空燈火の設置の時において設置されている場合には、同項の措置に要する費用は、当該航空燈火の設置者が負担する。
(汚損行為等の禁止)

第五十三條 何人も、航空保安施設をよどし、損傷し、その他その機能をそこなうおそれのある行為をしてはならない。

(使用料等)

第五十四條 飛行場の設置者は、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設の設置者は、その他の飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、前項の使用料について、特定の使用者に対し、不当な差別的取扱をしてはならない。

2 飛行場の設置者は、前項の使用料その他他の使用の條件を定めたときは、運帶なく航空長官に届け出るとともに、これを公表しなければならない。これを変更したときも同様である。
(飛行場の設置者等の地位の承継)

第五十五條 この法律に基く飛行場の設置者は、第三項の場合を除き、これを承継しようとする者が航空長官の許可を受けなければ、承継しない。

2 第三十九條 第一項の規定は、前項の許可を受ける場合に準用する。

3 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者が死亡した場合においては、その相続人(相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定めた設置者の地位を承継すべき一人の相続人)は、被相続人のこの法律の規定による地位を承継する。

4 前項の相続人は、被相続人のこの法律の規定による地位を承継したときは、運帶なくその旨を航空長官に届け出なければならない。

(航空長官の行う飛行場等の設置又は管理)

第五十六條 航空長官は、飛行場又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合には、第三十九條第一項第一号及び第二号の基準に従つてこれをしなければならない。

2 第三十八條第三項、第三十九條第二項、第四十條、第四十六條、第四十九條、第五十條及び第五十一條

一 條第一項の規定は、航空長官が飛行場又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合に準用する。

二 第三十九條第一項、第五十一條

三 第三十九條第一項、第五十一條

四 第三十九條第一項、第五十一條

五 第三十九條第一項、第五十一條

六 第三十九條第一項、第五十一條

七 第三十九條第一項、第五十一條

八 第三十九條第一項、第五十一條

九 第三十九條第一項、第五十一條

十 第三十九條第一項、第五十一條

十一 第三十九條第一項、第五十一條

十二 第三十九條第一項、第五十一條

十三 第三十九條第一項、第五十一條

十四 第三十九條第一項、第五十一條

十五 第三十九條第一項、第五十一條

十六 第三十九條第一項、第五十一條

十七 第三十九條第一項、第五十一條

十八 第三十九條第一項、第五十一條

十九 第三十九條第一項、第五十一條

二十 第三十九條第一項、第五十一條

二十一 第三十九條第一項、第五十一條

二十二 第三十九條第一項、第五十一條

二十三 第三十九條第一項、第五十一條

二十四 第三十九條第一項、第五十一條

二十五 第三十九條第一項、第五十一條

二十六 第三十九條第一項、第五十一條

二十七 第三十九條第一項、第五十一條

二十八 第三十九條第一項、第五十一條

二十九 第三十九條第一項、第五十一條

三十 第三十九條第一項、第五十一條

三十一 第三十九條第一項、第五十一條

三十二 第三十九條第一項、第五十一條

三十三 第三十九條第一項、第五十一條

三十四 第三十九條第一項、第五十一條

三十五 第三十九條第一項、第五十一條

三十六 第三十九條第一項、第五十一條

三十七 第三十九條第一項、第五十一條

三十八 第三十九條第一項、第五十一條

三十九 第三十九條第一項、第五十一條

四十 第三十九條第一項、第五十一條

四十一 第三十九條第一項、第五十一條

四十二 第三十九條第一項、第五十一條

四十三 第三十九條第一項、第五十一條

四十四 第三十九條第一項、第五十一條

四十五 第三十九條第一項、第五十一條

四十六 第三十九條第一項、第五十一條

四十七 第三十九條第一項、第五十一條

四十八 第三十九條第一項、第五十一條

四十九 第三十九條第一項、第五十一條

五十 第三十九條第一項、第五十一條

五十一 第三十九條第一項、第五十一條

五十二 第三十九條第一項、第五十一條

五十三 第三十九條第一項、第五十一條

五十四 第三十九條第一項、第五十一條

五十五 第三十九條第一項、第五十一條

五十六 第三十九條第一項、第五十一條

五十七 第三十九條第一項、第五十一條

五十八 第三十九條第一項、第五十一條

五十九 第三十九條第一項、第五十一條

六十 第三十九條第一項、第五十一條

六十一 第三十九條第一項、第五十一條

六十二 第三十九條第一項、第五十一條

六十三 第三十九條第一項、第五十一條

六十四 第三十九條第一項、第五十一條

六十五 第三十九條第一項、第五十一條

六十六 第三十九條第一項、第五十一條

六十七 第三十九條第一項、第五十一條

六十八 第三十九條第一項、第五十一條

六十九 第三十九條第一項、第五十一條

七十 第三十九條第一項、第五十一條

七十一 第三十九條第一項、第五十一條

七十二 第三十九條第一項、第五十一條

七十三 第三十九條第一項、第五十一條

七十四 第三十九條第一項、第五十一條

七十五 第三十九條第一項、第五十一條

七十六 第三十九條第一項、第五十一條

七十七 第三十九條第一項、第五十一條

七十八 第三十九條第一項、第五十一條

七十九 第三十九條第一項、第五十一條

八十 第三十九條第一項、第五十一條

八十一 第三十九條第一項、第五十一條

八十二 第三十九條第一項、第五十一條

八十三 第三十九條第一項、第五十一條

八十四 第三十九條第一項、第五十一條

八十五 第三十九條第一項、第五十一條

八十六 第三十九條第一項、第五十一條

八十七 第三十九條第一項、第五十一條

八十八 第三十九條第一項、第五十一條

八十九 第三十九條第一項、第五十一條

九十 第三十九條第一項、第五十一條

九十一 第三十九條第一項、第五十一條

九十二 第三十九條第一項、第五十一條

九十三 第三十九條第一項、第五十一條

九十四 第三十九條第一項、第五十一條

九十五 第三十九條第一項、第五十一條

九十六 第三十九條第一項、第五十一條

九十七 第三十九條第一項、第五十一條

九十八 第三十九條第一項、第五十一條

九十九 第三十九條第一項、第五十一條

一百 第三十九條第一項、第五十一條

一百零一 第三十九條第一項、第五十一條

一百零二 第三十九條第一項、第五十一條

一百零三 第三十九條第一項、第五十一條

一百零四 第三十九條第一項、第五十一條

一百零五 第三十九條第一項、第五十一條

一百零六 第三十九條第一項、第五十一條

一百零七 第三十九條第一項、第五十一條

一百零八 第三十九條第一項、第五十一條

一百零九 第三十九條第一項、第五十一條

一百一十 第三十九條第一項、第五十一條

一百一十一 第三十九條第一項、第五十一條

一百一十二 第三十九條第一項、第五十一條

一百一十三 第三十九條第一項、第五十一條

一百一十四 第三十九條第一項、第五十一條

一百一十五 第三十九條第一項、第五十一條

一百一十六 第三十九條第一項、第五十一條

一百一十七 第三十九條第一項、第五十一條

一百一十八 第三十九條第一項、第五十一條

一百一十九 第三十九條第一項、第五十一條

一百二十 第三十九條第一項、第五十一條

一百二十一 第三十九條第一項、第五十一條

一百二十二 第三十九條第一項、第五十一條

一百二十三 第三十九條第一項、第五十一條

一百二十四 第三十九條第一項、第五十一條

一百二十五 第三十九條第一項、第五十一條

一百二十六 第三十九條第一項、第五十一條

一百二十七 第三十九條第一項、第五十一條

一百二十八 第三十九條第一項、第五十一條

一百二十九 第三十九條第一項、第五十一條

一百三十 第三十九條第一項、第五十一條

一百三十一 第三十九條第一項、第五十一條

一百三十二 第三十九條第一項、第五十一條

一百三十三 第三十九條第一項、第五十一條

一百三十四 第三十九條第一項、第五十一條

一百三十五 第三十九條第一項、第五十一條

一百三十六 第三十九條第一項、第五十一條

一百三十七 第三十九條第一項、第五十一條

一百三十八 第三十九條第一項、第五十一條

一百三十九 第三十九條第一項、第五十一條

一百四十 第三十九條第一項、第五十一條

一百四十一 第三十九條第一項、第五十一條

一百四十二 第三十九條第一項、第五十一條

一百四十三 第三十九條第一項、第五十一條

一百四十四 第三十九條第一項、第五十一條

一百四十五 第三十九條第一項、第五十一條

一百四十六 第三十九條第一項、第五十一條

一百四十七 第三十九條第一項、第五十一條

一百四十八 第三十九條第一項、第五十一條

一百四十九 第三十九條第一項、第五十一條

一百五十 第三十九條第一項、第五十一條

一百五十一 第三十九條第一項、第五十一條

一百五十二 第三十九條第一項、第五十一條

一百五十三 第三十九條第一項、第五十一條

一百五十四 第三十九條第一項、第五十一條

一百五十五 第三十九條第一項、第五十一條

一百五十六 第三十九條第一項、第五十一條

一百五十七 第三十九條第一項、第五十一條

一百五十八 第三十九條第一項、第五十一條

一百五十九 第三十九條第一項、第五十一條

一百六十 第三十九條第一項、第五十一條

一百六十一 第三十九條第一項、第五十一條

一百六十二 第三十九條第一項、第五十一條

一百六十三 第三十九條第一項、第五十一條

一百六十四 第三十九條第一項、第五十一條

一百六十五 第三十九條第一項、第五十一條

一百六十六 第三十九條第一項、第五十一條

一百六十七 第三十九條第一項、第五十一條

一百六十八 第三十九條第一項、第五十一條

一百六十九 第三十九條第一項、第五十一條

一百七十 第三十九條第一項、第五十一條

一百七十一 第三十九條第一項、第五十一條

一百七十二 第三十九條第一項、第五十一條

一百七十三 第三十九條第一項、第五十一條

一百七十四 第三十九條第一項、第五十一條

一百七十五 第三十九條第一項、第五十一條

一百七十六 第三十九條第一項、第五十一條

一百七十七 第三十九條第一項、第五十一條

一百七十八 第三十九條第一項、第五十一條

一百七十九 第三十九條第一項、第五十一條

一百八十 第三十九條第一項、第五十一條

一百八十一 第三十九條第一項、第五十一條

一百八十二 第三十九條第一項、第五十一條

一百八十三 第三十九條第一項、第五十一條

一百八十四 第三十九條第一項、第五十一條

一百八十五 第三十九條第一項、第五十一條

一百八十六 第三十九條第一項、第五十一條

一百八十七 第三十九條第一項、第五十一條

一百八十八 第三十九條第一項、第五十一條

一百八十九 第三十九條第一項、第五十一條

一百九十一 第三十九條第一項、第五十一條

一百九十二 第三十九條第一項、第五十一條

一百九十三 第三十九條第一項、第五十一條

一百九十四 第三十九條第一項、第五十一條

一百九十五 第三十九條第一項、第五十一條

一百九十六 第三十九條第一項、第五十一條

一百九十七 第三十九條第一項、第五十一條

一百九十八 第三十九條第一項、第五十一條

一百九十九 第三十九條第一項、第五十一條

二〇〇 第三十九條第一項、第五十一條

二〇一 第三十九條第一項、第五十一條

二〇二 第三十九條第一項、第五十一條

二〇三 第三十九條第一項、第五十一條

二〇四 第三十九條第一項、第五十一條

二〇五 第三十九條第一項、第五十一條

二〇六 第三十九條第一項、第五十一條

二〇七 第三十九條第一項、第五十一條

二〇八 第三十九條第一項、第五十一條

二〇九 第三十九條第一項、第五十一條

二一〇 第三十九條第一項、第五十一條

二一〇一 第三十九條第一項、第五十一條

二一〇二 第三十九條第一項、第五十一條

二一〇三 第三十九條第一項、第五十一條

二一〇四 第三十九條第一項、第五十一條

二一〇五 第三十九條第一項、第五十一條

第六十六條 左の表の航空機の欄に掲げる航空機には、前條の航空従事者以外、第二十八條の規定による

り同表の業務の欄に掲げる行為を行なうことができる航空従事者を乗組ませなければならない。

（危難の場合の措置）

（運航管理者）

（定期航空運送事業の用に供する航空機は、その機長が、

（最低安全高度）

（離陸又は着陸を行なう場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して運輸省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、航空局長官の認可を受けた場合は、この限りでない。）

（運航管理者の承認を受ける）

（運輸省令で定めるものと同一の区間を飛行する航空機）

（運航管理者の技能を有するかどうかを判定するための検定に合格した者でなければならぬ。）

（運航管理者の技能を有するかどうかを判定するための検定に合格した者でなければならぬ。）

（運航管理者の技能を有するかどうかを判定するための検定に合格した者でなければならぬ。）

（運航管理者の技能を有するかどうかを判定するための検定に準用する。）

（運航管理者の技能を有するかどうかを判定するための検定に準用する。）

（運航管理者の技能を有するかどうかを判定するための検定に準用する。）

航 空 機	業 務
第六十條の規定により無線設備を設置しなければならない航空機	上欄に掲げる無線設備の操作

航 空 機	業 務
無着陸で五百五十キロメートル以上上の区間を飛行する航空機	上欄に掲げる無線設備の操作 に航法上の資料の算出

航 空 機	業 務
第六十七條 航空従事者は、その航空業務を行う場合には、技能証明書を携帯しなければならない。	（期間内における一定の飛行経験がないときは、航空運送事業の用に供する航空機の運航に從事し、又は計器飛行、夜間の飛行若しくは第三十四条第二項の操縦の教育を行つてはならない。

航 空 機	業 務
第六十八條 航空運送事業を經營する者は、運輸省令で定める基準に従つて作成する乗務割によるのでなければ、その使用する航空機の航空機乗組員を航空機の運航に従事させてはならない。	（身体障害）

航 空 機	業 務
第七十二条 定期航空運送事業の用に供する航空機の機長は、路線ごとに運輸省令で定める当該路線における航空機の操縦の経験及び當該路線についての知識を有する者でなければならない。	（運航管理者の技能を有するかどうかを判定するための検定に準用する。）

航 空 機	業 務
第七十九條 航空機（運輸省令で定める航空機を除く。）は、陸上においては飛行場以外の場所において、水上にあつては運輸省令で定める場所において、離陸してはならない。但し、やむを得ない事由がある場合において、航空局長官の許可を受けたときは、この限りでない。	（離着陸の場所）

航 空 機	業 務
第八十条 航空機は、編隊で飛行する場合に、編隊の方法、航空機相互間の合図の方法その他運輸省令で定める事項について打合せをしなければならない。	（編隊飛行）

航 空 機	業 務
第八十一条 航空機は、運輸省令で定めるところにより、一定の飛行経験をもつて機長は、當該航空機にその旨を報告しなければならない。	（機長の権限）

航 空 機	業 務
第六十九條 航空機乗組員は、運輸省令で定めるところにより、一定の飛行経験をもつて機長は、當該航空機にその旨を報告しなければならない。	（飛行の禁止区域）

航 空 機	業 務
第七十条 航空機乗組員は、酒精飲料等の飲食をすることは、運航に從事する航空機の正常な運航ができるおそれがある間は、その航空業務を行つてはならない。	（酒精飲料等）

航 空 機	業 務
第七十一条 航空機乗組員は、第三十二条の身体検査基準に適合しないおそれがある間は、その航空機乗組員の免許の有効期間内であつても、その航空業務を行つてはならない。	（身体障害）

航 空 機	業 務
第七十二条 定期航空運送事業の用に供する航空機の機長は、左に掲げる事故が発生した場合には、運輸省令で定めるところにより航空局長官にその旨を報告しなければならない。	（報告の義務）

航 空 機	業 務
第七十三条 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを見たときは、無線電信又は無線電話により知つたときは、この限りでない。	（離着陸の場所）

航 空 機	業 務
第七十四条 機長は、航空機又は旅客の危難が生じた場合又は危難が避難の方法その他安全のため必要な事項について命令を下すことができる。	（危難の場合の措置）

航 空 機	業 務
第七十五条 機長は、航空機の航行中、その航空機に急迫した危難が生じた場合には、旅客の救助及び地上又は水上の人又は物件に対する危難の防止に必要な手段を盡し、且つ、旅客其の他の航空機内にある者を去らせた後でなければ、自己の指揮する航空機を去つてはならない。	（危難の場合の措置）

航 空 機	業 務
第七十六条 機長は、左に掲げる事故が発生した場合には、運輸省令で定めるところにより航空局長官にその旨を報告しなければならない。	（報告の義務）

航 空 機	業 務
第七十七条 定期航空運送事業の用に供する航空機は、その機長が、	（運航管理者の技能を有するかどうかを判定するための検定に合格した者でなければならぬ。）

航 空 機	業 務
第七十八条 機長は、運航管理者の技能を有するかどうかを判定するための検定に合格した者でなければならぬ。	（運航管理者の技能を有するかどうかを判定するための検定に合格した者でなければならぬ。）

航 空 機	業 務
第七十九条 航空機（運輸省令で定める航空機を除く。）は、陸上においては飛行場以外の場所において、水上にあつては運輸省令で定める場所において、離陸してはならない。但し、やむを得ない事由がある場合において、航空局長官の許可を受けたときは、この限りでない。	（離着陸の場所）

航 空 機	業 務
第八十条 航空機は、編隊で飛行する場合に、編隊の方法、航空機相互間の合図の方法その他運輸省令で定める事項について打合せをしなければならない。	（編隊飛行）

航 空 機	業 務
第八十一条 航空機乗組員は、運輸省令で定めるところにより、一定の飛行経験をもつて機長は、當該航空機にその旨を報告しなければならない。	（飛行の禁止区域）

航 空 機	業 務
第八十二条 定期航空運送事業の用に供する航空機の機長は、左に掲げる事故が発生した場合には、運輸省令で定めるところにより航空局長官にその旨を報告しなければならない。	（報告の義務）

航 空 機	業 務
第八十三条 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを見たときは、無線電信又は無線電話により知つたときは、この限りでない。	（離着陸の場所）

航 空 機	業 務
第八十四条 航空機は、編隊で飛行する場合に、その機長は、これを飛行前に受けなければ、編隊で飛行してはならない。	（編隊飛行）

航 空 機	業 務
第八十五条 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを見たときは、無線電信又は無線電話により知つたときは、この限りでない。	（離着陸の場所）

航 空 機	業 務
第八十六条 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを見たときは、無線電信又は無線電話により知つたときは、この限りでない。	（離着陸の場所）

航 空 機	業 務
第八十七条 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを見たときは、無線電信又は無線電話により知つたときは、この限りでない。	（離着陸の場所）

航 空 機	業 務
第八十八条 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを見たときは、無線電信又は無線電話により知つたときは、この限りでない。	（離着陸の場所）

航 空 機	業 務
第八十九条 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを見たときは、無線電信又は無線電話により知つたときは、この限りでない。	（離着陸の場所）

航 空 機	業 務
第九十条 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを見たときは、無線電信又は無線電話により知つたときは、この限りでない。	（離着陸の場所）

航 空 機	業 務
第九十一条 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを見たときは、無線電信又は無線電話により知つたときは、この限りでない。	（離着陸の場所）

航 空 機	業 務
第九十二条 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを見たときは、無線電信又は無線電話により知つたときは、この限りでない。	（離着陸の場所）

航 空 機	業 務
第九十三条 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを見たときは、無線電信又は無線電話により知つたときは、この限りでない。	（離着陸の場所）

航 空 機	業 務
第九十四条 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを見たときは、無線電信又は無線電話により知つたときは、この限りでない。	（離着陸の場所）

航 空 機	業 務
第九十五条 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを見たときは、無線電信又は無線電話により知つたときは、この限りでない。	（離着陸の場所）

航 空 機	業 務
第九十六条 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを見たときは、無線電信又は無線電話により知つたときは、この限りでない。	（離着陸の場所）

航 空 機	業 務
第九十七条 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを見たときは、無線電信又は無線電話により知つたときは、この限りでない。	（離着陸の場所）

航 空 機	業 務
第九十八条 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを見たときは、無線電信又は無線電話により知つたときは、この限りでない。	（離着陸の場所）

航 空 機	業 務
第九十九条 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを見たときは、無線電信又は無線電話により知つたときは、この限りでない。	（離着陸の場所）

航 空 機	業 務
第一百条 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを見たときは、無線電信又は無線電話により知つたときは、この限りでない。	（離着陸の場所）

航 空 機	業 務
-------	-----

者」というのは、当該免許に係る

事業の用に供する航空機その他の

施設について航空長官の検査を

受け、これに合格しなければ、運

航を開始してはならない。

2 航空長官は、前項の検査の結

果、当該施設によって定期航空運

送事業者がこの法律及び事業計

画に従う業務を行うことができる

認めるときは、これを合格としな

ければならない。

〔運航開始義務〕

第二百三條 定期航空運送事業者は、

免許の申請書に記載した期日に運

航を開始しなければならない。但

し、運輸大臣にあらかじめ届け出

た場合においては、当該期日前に

運航を開始することを妨げない。

2 天災その他やむを得ない事由に

より、前項本文の期日に運航を開

始することができないときは、運

輸大臣は、申請によりその期日を

延長することができる。

〔運航規程及び整備規程の認可〕

第二百四條 定期航空運送事業者は、

運輸省令で定める航空機の運航及

び整備に関する事項について運航

規程及び整備規程を定め、航空長

官の認可を受けなければならない

。これを変更しようとするとき

も同様である。

2 航空長官は、前項の運航規程

又は整備規程が運輸省令で定める

基準に適合していると認めると

ときは、同項の認可をしなければならない。

〔運賃及び料金の認可〕

第二百五條 定期航空運送事業者は、

旅客及び貨物（郵便物を除く。）の

運賃及び料金を定め、運輸大臣の

認可を受けなければならない。こ

れを変更しようとするときも同様

である。

2 運輸大臣は、前項の認可をしよ

うとするときは、左の基準によつ

てこれをしなければならない。

一 能率的な経営の下における当

該事業の適正な経費に適正な利

潤を含めたものの範囲をこえる

こととならないこと。

2 当該事業の提供するサービス

の性質を考慮しているもので

あること。

3 特定の旅客又は荷主に対し、

不当な差別的取扱をするもので

ないこと。

4 旅客又は荷主が当該事業を利

用することを著しく困難にする

おそれがないものであること。

5 他の航空運送事業者との間

に、不当な競争をひき起すこと

となるおそれがないものである

こと。

〔運送約款の認可〕

第二百六條 定期航空運送事業者は、

運送約款を定め、運輸大臣の認可

を受けなければならない。これを

変更しようとするときも同様であ

る。

2 運輸大臣は、前項の認可をしよ

うとするときは、左の基準によつ

てこれをしなければならない。

一 公衆の正当な利益を害するお

それがないものであること。

運賃及び料金並びに運送約款を宣

業所その他の事業所において公衆

に見やすいように掲示しなければ

ならない。

2 運輸大臣は、定期航空運送事業

者の前項の規定に違反していると

認めるとときは、当該定期航空運送

事業者に対し、事業計画に従い業

務を行なべきことを命ずることが

できる。

2 運輸大臣は、定期航空運送事業者

の事業計画を変更しようとするとき

は、運輸大臣の認可を受けなければ

ならない。

2 第一百一條（第一項第五号に係る

ものを除く。）の規定は、前項の認

可について準用する。

占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、適用しない。

但し、不公正な競争方法を用いる場合又は一定の取引分野における

競争を実質的に制限することによ

り不正に運賃又は料金を引き上げることとなる場合は、この限りで

ならない。

2 運輸大臣は、定期航空運送事業

者の前項の規定に違反していると

認めるとときは、当該定期航空運送

事業者に対し、定期航空運送事業

者を當まない法人が合併する場

合において、定期航空運送事業

者を當まない法人と定期航空運送

事業者たる法人が合併する場

合において、定期航空運送事業

者を當まない法人が存続するときを除く。）の規定は、前項の認可について準用する。

2 第一百一條（第一項第五号に係る

ものを除く。）の規定は、前項の認

可について準用する。

輸大臣の認可を受けたときは、譲受人は、譲渡人のこの法律の規定による地位を承継する。

2 第一百一條の規定は、前項の認可について準用する。

〔事業の合併〕

第二百八條 定期航空運送事業者たる法人の合併の場合（定期航空運送

事業者たる法人又は合併する場

合において、定期航空運送事業

者を當まない法人が合併する場

合において、定期航空運送事業

者を當まない法人と定期航空運送

事業者たる法人が合併する場合

において、定期航空運送事業

者を當まない法人が存続するときを除く。）の規定は、前項の認可について準用する。

2 第一百一條（第一項第五号に係る

ものを除く。）の規定は、前項の認

可について準用する。

3 第百一條の規定は、前項の認可

十五 航空保安施設について第四十三條第一項の規定により準用する第四十二條第一項の検査を受けようとする者

十六 第四十四條第四項の検査を受けようとする者

十七 第四十五條第二項の規定により準用する第四十四條第四項の検査を受けようとする者

十八 三万八百円。但し、航空機を使用して検査を行う場合であつて、航空庁の航空機を使用するときは、三万八百円の範囲内で政令で定める金額に政令で定める金額を加算した額

十九 二万八千七百円

二十 飛行場について第四十七條第二項の検査を受ける者

二十一 航空保安施設について第四十七條第二項の検査を受ける者

二十二 三万八百円。但し、航空機を使用して検査を行う場合であつて、航空庁の航空機を使用するときは、三万八百円の範囲内で政令で定める金額に政令で定める金額を加算した額

二十三 二万八千七百円

二十四 第四十五條第二項の規定により準用する第四十四條第四項の検査を受けようとする者

二十五 一万五千六百円。但し、航空機を使用して検査を行う場合であつて、航空庁の航空機を使用するときは、一万五千六百円の範囲内で政令で定める金額に政令で定める金額を加算した額

二十六 二万八千七百円

二十七 第七十八條第二項の運航管理者技能検定を受けようとする者

二十八 飛行場について第四十七條第二項の検査を受ける者

二十九 三万八百円。但し、航空機を使用して検査を行う場合であつて、航空庁の航空機を使用するときは、三万八百円の範囲内で政令で定める金額に政令で定める金額を加算した額

三十 二万八千七百円

(運輸審議会への諮問)

第一百三十六條 運輸大臣は、左に掲げる处分をしようとするときは、

運輸省設置法(昭和二十四年法律五百五十七号)第五條の運輸審議會にばかり、その決定を尊重してこれをしなければならない。

一 第百條第一項の規定による定期航空運送事業の免許

二 第百五條第一項の規定による定期航空運送事業の運賃及び料金の認可

三 第百十二條の規定による定期航空運送事業の運賃又は料金の変更の命令

四 第百十四條第一項の規定による定期航空運送事業の譲渡及び譲受の認可

五 第百十五條第一項の規定による定期航空運送事業者たる法人の合併の認可

六 第百十九條の規定による定期航空運送事業の免許の取消又は事業の停止

(訴願) 第百三十七條 この法律の規定による行政官庁の処分に不服がある者

は、運輸大臣に訴願をすることができる。

第十章 刑則

(航空の危険を生じさせる等の罪)

第一百三十八條 飛行場の設備若しくは航空保安施設を損壊し、又はその他的方法で航空の危険を生じさせた者は、二年以上の有期懲役に処する。

第二百三十九條 航行中の航空機を墜落させ、転覆させ、若しくは覆没させ、又は破壊した者は、三年以下の禁用に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の禁用に従事する者には、十萬円以下の罰金に処する。

第三百四十條 前條の罪を犯し、よつて航行中の航空機を墜落させ、転覆させ、若しくは覆没させた者は、三年以上の懲役に処する。

第四百四十一條 第百三十八條及び第一百三十九條第一項の未遂罪は、これに準用する。

第五百四十二条 過失により航空の危険を生じさせ、又は航行中の航空機を墜落させ、転覆させ、若しくは破壊する。

第六百四十三条 航空機の使用者が左の各号の一に該当するときは、三年以下の懲役若しくは十萬円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百四十四条 航空機の使用者が左の各号の一に該当するときは、十萬円以下の罰金に処する。

第八百四十五条 航空機の使用者が左の各号の一に該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。

第九百四十六条 第二十九條第一項の規定による定期航空運送事業の運賃及び料金の認可

第十百四十七条 第一百四十九條の規定による定期航空運送事業の免許の取消又は事業の停止

(訴願) 第百三十七條 この法律の規定による行政官庁の処分に不服がある者

は覆没させ、若しくは破壊した者は、十万円以下の罰金に処する。

二 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の禁用に従事する者には、十萬円以下の罰金に処する。

(航空証明を受けない航空機の使用等の罪)

第一百四十三條 航空機の使用者が左の各号の一に該当するときは、三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百四十五条 航空機の使用者が左の各号の一に該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。

第三百四十六条 第二十九條第一項の規定による定期航空運送事業の運賃及び料金の認可

第四百四十七条 第一百四十九條の規定による定期航空運送事業の免許の取消又は事業の停止

(訴願) 第百三十七條 この法律の規定による行政官庁の処分に不服がある者

第五十七條の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして、航空機を航空の用に供したとき。

六 第六十一條の規定に違反して、救急用具を装備しないで、航空機を航空の用に供したとき。

七 第六十二條の規定に違反して、特別の装置を装備しないで、航空機を航空の用に供したとき。

八 第六十三條の規定に違反して、所定の燃料を携行させないで、航空機を出発させたとき。

九 第六十四條の規定に違反して、航空機を着火で表示しなかつたとき。

一〇 第六十五條第一項若しくは第二項又は第六十六條第一項の規定に違反して、航空機を航空の用に供したとき。

一一 第六十六條第一項若しくは第二項又は第六十七條第一項の規定に違反して、航空機に所定の航空従事者を乗組ませなかつたとき。

一二 第六十七條第一項若しくは第二項又は第六十八條第一項の規定に違反して、航空機に所定の航空従事者を乗組ませなかつたとき。

一三 第五十八條第二項の規定により航空日誌に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

一四 第五十九條の規定に違反して、所定の書類を備え付けないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

一五 第六十條の規定に違反して、航空機を航空の用に供したとき。

一六 第六十一條の規定に違反して、航空機乗組員を航空機の運航に従事させたとき。

一七 第六十八條の規定に違反して、第六十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

一八 第六十九條の規定に違反して、所定の書類を備え付けないで、航空機を航空の用に供したとき。

一九 第七十條の規定に違反して、航空機を航空の用に供したとき。

二〇 第七十一條の規定に違反して、航空機を航空の用に供したとき。

二一 第七十二條の規定に違反して、航空機を航空の用に供したとき。

二二 第七十三條の規定に違反して、航空機を航空の用に供したとき。

二三 第七十四條の規定に違反して、航空機を航空の用に供したとき。

二四 第七十五條の規定に違反して、航空機を航空の用に供したとき。

二五 第七十六條の規定に違反して、航空機乗組員を航空機の運航に従事させたとき。

二六 第七十七條の規定に違反して、第六十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二七 第七十八條の規定に違反して、航空機乗組員を航空機の運航に従事させたとき。

二八 第七十九條の規定に違反して、航空機乗組員を航空機の運航に従事させたとき。

二九 第八十條の規定に違反して、航空機乗組員を航空機の運航に従事させたとき。

三十 第八十一条の規定に違反して、航空機乗組員を航空機の運航に従事させたとき。

違反して、同項の物件を航空機

で輸送したとき。

十四 第八十七條第二項の規定に

よる飛行の方法の限定に違反し

て、航空機を飛行させたとき。

十五 第八十八條の規定に違反し

て、航空機に物件の曳航をさせ

たとき。

十六 第百二十七條の規定に違反

して、航空機を本邦内の各地間

において航空の用に供したと

き。

十七 第百二十八條の規定に違反

して、同條の軍需品を輸送した

とき。

(飛行場又は航空保安施設の設置

等に関する罪)

第百四十六條 第三十八條第一項の

規定に違反して、許可を受けない

で飛行場を設置した者は、三十万

円以下の罰金に処する。

2 第四十三條第一項の規定に違反

して、飛行場に特に重要な変更を

加えた者についても前項の例によ

る。

第三十八條第一項の

規定に違反して、許可を受けない

で航空保安施設を設置した者は、

十万円以下の罰金に処する。

例による。

第百四十八條 左の各号の一に該当

する者は、十万円以下の罰金に処

する。

一 第四十二條第四項(第四十三

條第二項又は第四十四條第五項

(第四十五條第二項において準

用する場合を含む。)において準

用する場合を含む。)の規定に違反

して、飛行場又は航空保安施

設の供用を開始した者

反して、許可を受けないで飛行

場の供用を休止し、又は廢止し

た者

三 第四十五條第一項の規定に違

反して、届出をしないで航空保

安施設の供用を休止し、又は廢

止した者

(所定の資格を有しないで、航空業

務を行ふ等の罪)

第百四十九條 左の各号の一に該當

する者は、一年以下の懲役又は三

万円以下の罰金に処する。

一 第二十八條第一項又は第二項

の規定に違反して、別表の業務

範囲の欄に掲げる行為を行つた

者

二 第七十條の規定に違反して、

その航空業務に從事した者

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第百五十條 左の各号の一に該當す

る者は、五万円以下の罰金に処す

る。

一 第三十四條第一項又は第二項

の規定に違反して、計器飛行又

は操縦の教育をした者

三 第五十三條の規定に違反し

て、建造物、植物その他の

物件を設置し、植栽し、又は留

置した者

四 第六十七條第一項(第三十五

項第四項において準用する場合

を含む。)又は第二項の規定に違

反して、技術証明書、航空免狀

又は航空機操縦練習許可書を携

帶しないで、その航空業務を行

つた者

五 第六十九條の規定に違反し

て、航空機の運航に従事し、又

は計器飛行、夜間の飛行若しく

は操縦の教育を行つた者

六 第八十六條第二項の規定に違

反して、航空機内に同條第一項

の物件を持ち込んだ者

七 第八十九條の規定に違反し

て、航空機から物件を投下した

者

八 第九十條の規定に違反して、

航空機から落下さんで降下した

者

九 第九十二条の規定に違反し

て、航空機から落してさまで降下した

者

十 第九十三条の規定に違反し

て、航空交通管制区又は航空交

通管制圏において、航空機の操

縦の練習又は航空機の試験のた

めの飛行を行つた者

十一 第九十九條の規定に違反し

て、着陸帶に立ち入つた者

(機長等の職務に関する罪)

第百五十二条 機長が第七十五條の

規定に違反して、自己の指揮する

航空機を去つたときは、五年以下

の懲役に処する。

第一百五十三條 機長が左の各号の一

に該当するときは、五万円以下の

罰金に処する。

一 第七十六條第一項若しくは第

二項の規定による報告をせず、

又は虚偽の報告をしたとき。

二 第七十七條の規定に違反し

て、航空機を出発させ、又は飛

行計画を変更したとき。

四 第八十四條第二項の規定に違

反して、航空機を編隊で運航し

たとき。

五 第九十八条の規定による通知

をせず、又は虚偽の通知をした

とき。

六 第九十九條の規定による通知

をせず、又は虚偽の通知をした

とき。

七 第一百二十六條第四項の規定

による着陸の要求に従わなかつ

たとき。

八 第一百二十六條第一項又は第

二項の規定に違反して、許可を

受けないで航空機を運航したと

き。

九 第一百二十六條第一項又は第

二項の規定に違反して、飛行計画を

立て、飛行計画に従わないと

たとき。

十 第九十七条第二項の規定に違

反して、飛行計画に従わないと

なったとき。

十一 第九十七条第三項の規定に

違反して、飛行計画を立て、飛行

九 第九十七条第一項の規定によ

り承認を受けてしなければなら

ない事項を承認を受けないでし

たとき。

十二 第一百二十六條第一項又は第

二項の規定に違反して、許可を

受けないで航空機を運航したと

き。

十三 第一百二十六條第一項又は第

二項の規定に違反して、飛行計

計画を立て、飛行計画に従わないと

たとき。

十四 第一百二十六條第一項又は第

二項の規定に違反して、飛行計

計画を立て、飛行計画に従わないと

たとき。

十五 第一百二十六條第一項又は第

二項の規定に違反して、飛行計

計画を立て、飛行計画に従わないと

たとき。

十六 第一百二十六條第一項又は第

二項の規定に違反して、飛行計

計画を立て、飛行計画に従わないと

たとき。

十七 第一百二十六條第一項又は第

二項の規定に違反して、飛行計

計画を立て、飛行計画に従わないと

たとき。

十八 第一百二十六條第一項又は第

二項の規定に違反して、飛行計

計画を立て、飛行計画に従わないと

たとき。

十九 第一百二十六條第一項又は第

二項の規定に違反して、飛行計

計画を立て、飛行計画に従わないと

む。)の規定に違反して、その名義を他人に利用させた者。

三 第百十三條第二項(第一百二十二条第一項又は第一百二十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その事業を他人にその名において經營させた者。

四 第百二十九條の規定により許可を受けしなければならない事項を許可を受けないでした者。

五 第百三十條の規定に違反して、同條の航空機を運送の用に供した者。

六 第百五十六條 定期航空運送事業者、不定期航空運送事業者又は航空機使用事業者が、第二條第一項(第一百二十二条第一項又は第一百二十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けず、又はこれに合格しないで運動を開始したときは、二十万円以下の罰金に処する。

七 第百五十七條 定期航空運送事業者、不定期航空運送事業者又は航空機使用事業者が、左の各号の一に該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

八 第百五十九條(第一百二十二条第一項(第一百二十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けるべき。)

(立入検査の拒否等の罪)

一 第百五十九條(第一百二十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けるべき者は、三万円以下の罰金に処する。

二 第百五十九條(第一百二十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、したとき。

三 第百五十九條(第一百二十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、したとき。

四 第百五十九條(第一百二十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、したとき。

五 第百五十九條(第一百二十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、したとき。

二 勘定、又は忌避した者。

三 第百三十二条第二項又は第一百三十四条第一項の規定による報告をした者。

四 第百三十四条第二項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者。

する者は、三万円以下の過料に処する。

二 第百三十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者。

三 第百三十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者。

4 この法律の施行の際現に旧令第二條の三第一項の許可を受けて国内航空運送事業の実施のため必要な航空機の運航をしている者は、わらず、前項の政令で定める日までは、同項の者ために旧令の許可に係る事業計画に従い、有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行なう事業を經營することができる。

5 旧令第二條の四から第八條まで、第十條及び第十一條の規定並びにこれらの規定の違反行為に係る罰則の規定は、前二項に掲げる者について、なお效力を有する。

6 第百二十七條及び第百三十條の規定の適用については、第二百二十七條但書の許可及び第二百三十條但書の許可を受けて使用する航空機とみなす。

7 前項の航空機及びその航空機の航空機乗組員は、第二百三十二条の規定の適用については、第二百三十二条の航空機及びその航空機の航空機乗組員とみなす。

8 外国人の国際航空運送事業に関する政令(昭和二十六年政令第百三十三号)は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後もなお效力を有する。

9 この法律の施行の際現に前項の政令第三條第一項の免許を受けて国際航空運送事業を営んでいた者は、(同令附則第四項の規定により免許を受けた者とみなされた者を

三 第百六條第一項(第一百二十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する運送約款によらないで、運送契約を締結したとき。

四 第百八條第二項又は第一百十二条第二項(一百二十二条第一項又は第二百二十四條第一項において、これららの規定を準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

五 第百九條第一項(第一百二十二条第一項又は第一百二十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けないで、事業計画を変更したとき。

三 第百三十二条第二項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者。

四 第百三十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者。

二 第百六十二条第九條、第二十一条の規定による命令に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

三 第百六十二条第九條、第二十一条の規定による命令に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

4 この法律の施行の際現に旧令第二條の三第一項の許可を受けて国内航空運送事業の実施のため必要な航空機の運航をしている者は、わらず、前項の政令で定める日までは、同項の者ために旧令の許可に係る事業計画に従い、有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行なう事業を經營することができる。

5 旧令第二條の四から第八條まで、第十條及び第十一條の規定並びにこれらの規定の違反行為に係る罰則の規定は、前二項に掲げる者について、なお效力を有する。

6 第百二十七條及び第百三十條の規定の適用については、第二百二十七條但書の許可及び第二百三十條但書の許可を受けて使用する航空機とみなす。

7 前項の航空機及びその航空機の航空機乗組員は、第二百三十二条の規定の適用については、第二百三十二条の航空機及びその航空機の航空機乗組員とみなす。

8 外国人の国際航空運送事業に関する政令(昭和二十六年政令第百三十三号)は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後もなお效力を有する。

9 この法律の施行の際現に前項の政令第三條第一項の免許を受けて国際航空運送事業を営んでいた者は、(同令附則第四項の規定により免許を受けた者とみなされた者を

約第二十五条の連合国の法人その他他の団体はこの法律の施行後四年間、連合国以外の国の法人その他の団体はこの法律の施行後一年間、第二百二十九條の許可を受けた者とみなす。但し、日本国と当該国との間に第二百二十六條第一項各号に掲げる航行により行う航空運送事業に関し、協定が締結された場合において、その協定の効力発生の時以後については、この限りでない。

航空庁長官は、この法律の施行の際現に存する飛行場でその時に於いて航空庁長官の設置するものについてその名称、位置、設備の概要その他運輸省令で定める事項をこの法律の施行後、通常なく告示しなければならない。この法律の施行後六箇月以内に航空庁長官の設置する飛行場についても同様である。

13

二 登録ノ変更 航空機每一箇
航空機ノ順数ハ自重順数ニ依ル
但シ一頓未満ノ端数ハ一頓トシ
テ計算ス

三 登録ノ抹消 航空機每一箇
金五十円

事業団体法(昭和二十三年法律第百九十一号)の一部を次のように
改正かる。

第七條 第六号の次に次の二号
を加える

七 航空法(昭和二十七年法律第百十
号)第百十一条第一項

五十七 航空路を指定すること。
五十八 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理を行い、並びにこれらを行う者に対し、許可し、及び必要な命令をすること。
五十九 航空交通管制区及び航空交通管制権を指定し、並びに航空機の航空について許可し、承認し、及び指示を与えること。
六十 航空運送事業及び航空機使用事業を免許し、又は許可し、並びにこれらの事業の業務に關し、許可し、認可し、その他必要な命令をするること。
第六條第一項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の二号を加える。
三の二 定期航空運送事業における運賃及び料金の認可又は変更の命令
第六條第一項第八号の二の次に次の二号を加える。
八の三 定期航空運送事業の免許若しくはその取消又は事業の停止上

航空審議会 一 運輸大臣の諮問に応じて航空に関する重要な事項を調査審議すること。

第五十九條の二第一項を次のとおり改める。

航空庁は、航空に関する事務を行ふことを任務とする。第五十九條の四中第一号から第八号までを次のとおり改める。

一 航空機の登録に関するもの。

二 航空機の安全性に関するもの。

三 航空機及びその装備品の修理及び改造（航空運送事業者又は航空機使用事業者の行ふる自家修理及びこれに準ずるものに限る。）に関するもの。

四 航空機及びその装備品の通及び消費の増進、改善及調整に関するもの。

五 航空機の操縦の練習の許しに関するもの。

六 航空機の操縦の練習の許しに関するもの。

七 航空従事者の教育及び養成のこと。

八 航空路の指定に関すること。

第五十九條の四中第九号を第十
七号とし、第八号の次に次の八号
を加える。

九 航空路の調査及び航空路誌
の編集に関すること。

十 飛行場及び航空保安施設の
設置及び管理並びにこれらに
関する許可その他の行為に関
すること。

十一 飛行場及び航空保安施設
の改善のための調査及び研究
に関すること。

十二 航空交通の安全に関する
こと。

十三 航空運送事業及び航空機
使用事業に関する免許、許可
又は認可に関すること。

十四 前号に掲げる事業の運賃
及び料金に関すること。

十五 航空機の事故調査に関する
こと。

十六 航空庁の所掌に係る事務
に関する事業の発達、改善及
び調整に関すること。

第五十九條の五第一項の表を次
のように改める。

種類	目的
航空保安事務所	飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する業務を行うこと。
航空標識所	航空無線標識施設及び航空無線通信施設の管理に関する業務を行うこと。

16 土地收用法(昭和二十六年法律)
第三條第十二号を次のよう改め。

(三百十九号)の一部を次のよう

に改正する。

十二 航空法(昭和二十七年法律)
第三條第十二号を次のよう改め。

律第 号による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するもの

17 航空機の出入国等に関する政令
の測定並びに航法上の資料の算出を行うこと(航法上、地上物標又は航空保安施設の利用が完全でない飛行区間が千三百キロメートルをこえる航空機に乗り組んで行う場合を除く)。

施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

別表

資 格	業 務	範 囲
上級事業用操縦士	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。 一 上級事業用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為 二 航空運送事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。 一 事業用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為 二 不定期航空運送事業の用に供する最大離陸重量一万三千六百五十キログラム以下の航空機の操縦を行うこと。
事業用操縦士	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。 一 自家用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為 二 報酬を受けて、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。 三 航空機使用事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。 四 不定期航空運送事業の用に供する最大離陸重量五千七百キログラム以下の航空機の操縦を行うこと(計器飛行状態の下において、有償の旅客の運送を行なう運航を除く)。 五 機長以外の操縦者として航空運送事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。 一 自家用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為 二 報酬を受けて、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。 三 航空機使用事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。 四 不定期航空運送事業の用に供する最大離陸重量五千七百キログラム以下の航空機の操縦を行うこと(計器飛行状態の下において、有償の旅客の運送を行なう運航を除く)。 五 機長以外の操縦者として航空運送事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。
自家用操縦士	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。 一 報酬を受けないで、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと(自己以外の者を同乗させない場合に限る)。 二 操縦を受けないで、機長として、航空運送事業又は航空機使用事業を経営する者がその事業の用に供する航空機以外の航空機の操縦を行うこと。 三 航空機に乗り組んでその位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出を行うこと。	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。 一 報酬を受けないで、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと(自己以外の者を同乗させない場合に限る)。 二 操縦を受けないで、機長として、航空運送事業又は航空機使用事業を経営する者がその事業の用に供する航空機以外の航空機の操縦を行うこと。 三 航空機に乗り組んでその位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出を行うこと。
一等航空士	一、四国循環鉄道敷設工事促進に関する請願(第一九五五号) する請願(第一九二七号) 一、菓子の鉄道貨物運賃基準改正に れた	一、下関市に鉄道管理局設置の請願 (第一九六一号) 一、宇野港の国鉄代替施設工事促進 開始の請願(第一九五六号)

航空機関士	航空機に乗り組んで天測による以外の方法で航空機の位置及び針路を取扱(操縦装置の操作を除く)を行うこと。
二等航空士	航空機に乗り組んで電波法第四十條に規定する第一級無線通信士の資格を有する者が行うことができる行為。
一等航空通信士	航空機に乗り組んで電波法第四十條に規定する第二級無線通信士の資格を有する無線従事者の行うことのできる無線設備の操作を行なうこと。
二等航空通信士	航空機に乗り組んで電波法第四十條に規定する航空級無線通信士の資格を有する無線従事者の行うことのできる無線設備の操作を行なうこと。
三等航空通信士	航空機に乗り組んで電波法第四十條に規定する航空級無線通信士の資格を有する無線従事者の行うことのできる無線設備の操作を行なうこと。
一等航空整備士	整備(運輸省令で定める範囲の大修理を除く)をした航空機にて第十九條に規定する確認の行為を行なうこと。
二等航空整備士	整備(運輸省令で定める範囲の大修理を除く)をした最大離陸重量一万五千キログラム以下の航空機について第十九條に規定する確認の行為を行なうこと。
三等航空整備士	整備(運輸省令で定める範囲の大修理を除く)をした最大離陸重量二千五百キログラム以下の航空機について第十九條に規定する確認の行為を行なうこと。
航空工場整備士	整備又は改造をした航空機について第十九條に規定する確認の行為を行なうこと。

一、三石、笠岡両駅間に汽動車運行

の請願(第一九七二号)

一、果物の鉄道貨物運賃等級引下げ

等に関する請願(第一九八三号)

一、天塩沿岸鉄道完通促進に関する

請願(第一九九〇号)

一、足立、上石見両駅間に新郷駅設置の請願(第一九九四号)

一、北海道内国有鉄道スピードアップ

アに関する陳情(第一一〇一七号)

一、旅行斡旋業者の取締り強化に関する陳情(第一一〇一七号)

第一九二七号 昭和二十七年四月二十三日受理

四国循環鉄道敷設工事促進に関する請願

請願者 愛媛県宇和島市長 中平常太郎

紹介議員 三橋八次郎君 玉柳 實君

四国循環鉄道の完成、就中吉野生、江川崎間十一キロの完成が遅延することは国家財政上また資源開発上重大なる支障をきたすものであり、あた四国の交通運輸上最も重要なから、昭和二十七年度より工事に着手せらるべきとの請願。

第一九五五号 昭和二十七年四月二十三日受理

莫子の鉄道貨物運賃基準改正に関する請願

請願者 東京都台東区竹町一〇 倉持富吉

紹介議員 黒川 武雄君

莫子は国民生活必需品で特に幼児の食生活ではなくてはならぬ食品であり、

昭和二十四年より水あめの自由販売と

二十六年三月よりの雜穀の統制解除によつて、その生産もいちじるしく増加し戦前の生産都市であつた東京、大阪、名古屋を中心としてその製品は地方へ

移出される量も多くなつた。しかるに

鉄道貨物運賃基準が不合理であり、取扱い諸費用が高額であるため、消費者の負担が加重されているから、(一)東

子の等級を三級より六級に引き下げる

こと、(二)運賃の重量計算と実量計算が十キロ単位に改訂すること、(三)キロ程単位を縮少すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一九五六号 昭和二十七年四月二十三日受理

和歌山県二川村に国営バス運輸開始の請願

請願者 和歌山県西牟婁郡二川村長 山口彌市

紹介議員 永井純一郎君

和歌山県西牟婁郡二川村内中川に沿り温川区、小松原区は、貨物自動車の運行は早くより開けていたが、いまだバスの運行がないので住民はもぢ論遠くやかに本地区に国営バスの運輸を開始せられたいとの請願。

第一九六二号 昭和二十七年四月二十四日受理

下関市に鉄道管理局設置の請願

請願者 山口県知事 田中龍夫 外一名

紹介議員 中川 以良君

下関市は、海外との交通貿易上、とくに溝連絡基地として重要な地位を占

めている上に、運輸、通信、工機に関する重要な設備を有しているから、すみ

やかに本市に鉄道管理局を設置せられたいとの請願。

第一九六五号 昭和二十七年四月二十四日受理

宇野港の国鉄代替施設工事促進に関する請願

請願者 岡山県議会議長 蜂谷初四郎

紹介議員 加藤 武徳君 島村軍次君 黒田 英雄君

岡山県下唯一の重要港である宇野港の第一突堤および第二突堤は昭和二十二年宇野高松間鉄道連絡強化の要請に応じて県は日本国有鉄道に提供し、日本国有鉄道はその代替施設として岩壁、物場等を昭和三十年までに完成し県に提供することとなつてゐるが、現在までに水深四メートル物揚場延長二百二十メートルが施行されたに過ぎず産業の伸展、貿易の振興に重大なる支障をきたしつゝあるから、すみやかに残業地帯を控え、旅客および貨物の輸送は極めて多いが、列車運行回数は比較的少く、並行する私線のないことや、道路不良によるバスの輸送量に限りがあること等のため、通勤時等は難路を絶め、通勤、通学および一般利用者の困難は多大なものであるから、三石、笠岡両駅間に汽動車を運行せられるとともに簡易停車場を新設して利用者の利便を図られたいとの請願。

第一九七二号 昭和二十七年四月二十四日受理

三石、笠岡両駅間に汽動車運行の請願

請願者 岡山県議会議長 蜂谷初四郎

紹介議員 加藤 武徳君 島村軍次君 黒田 英雄君

山陽本三石、笠岡両駅間に、岡山県下の中心都市岡山、倉敷、玉島各市と産業地帯を控え、旅客および貨物の輸送

は北海道苦根郡羽幌町築別より天塩郡遠別町に至る天塩沿岸鉄道をすみやかに復活完成せられたいとの請願。

第一九七二号 昭和二十七年四月二十四日受理

伯備線の施設改善強化に関する請願

請願者 岡山県議会議長 蜂谷初四郎

紹介議員 加藤 武徳君 島村軍次君 黒田 英雄君

果物は国民大衆の保健衛生上欠くことのできないものであるから、中間経費の低減を計り一層大衆の消費に応えるため、現行の鉄道貨物運賃等級を二級程度引き下げられるとともに、宇高航

送船の建造促進および長距離低減法と

運賃特割等を実現せられたいとの請願。

第一九九〇号 昭和二十七年四月二十四日受理

天塩沿岸鉄道完通促進に関する請願

請願者 北海道留萌市壽町天塩沿岸鉄道促進期成会内原田太八

紹介議員 堀 末治君

第一九九四号 昭和二十七年四月二十四日受理

足立、上石見両駅間に新郷駅設置の請願

請願者 岡山県阿哲郡新郷村長 長谷部與一外千六百四十名

紹介議員 加藤 武徳君

足立、上石見両駅間に汽動車運行の請願

請願者 岡山県阿哲郡新郷村長 長谷部與一外千六百四十名

紹介議員 加藤 武徳君

足立、上石見両駅間に汽動車運行の請願

請願者 松山市一番町愛媛県青果販売農業協同組合連合会長 桐野忠兵衛

紹介議員 玉柳 實君

足立、上石見両駅間に汽動車運行の請願

請願者 松山市一番町愛媛県青果販売農業協同組合連合会長 桐野忠兵衛

足立、上石見両駅間に汽動車運行の請願

伯備線は、軌條をはじめ諸施設が老朽化、脱線その他の諸事故がしばしば起つてゐる。しかして、近時輸送量はますます増大している上、さらに備北地区総合開発によつて一層その量を増す

地方住民は、鉄道敷設の際じん大な犠牲を拂つていながら、これが利用には極めて不便な実情にあり、産業の開発、文化の向上はいちじるしく不利となつてゐるから、両駅間に新郷駅を設置せられたいとの請願。

第一〇〇七号 昭和二十七年四月二十三日受理

北海道内国有鉄道スピードアップに関する陳情

陳情者 北海道議会議長 藤田
余吉

北海道は、世界有数の漁場を控え、農産物に富み、林産および地下資源に恵まれているが、交通不便のため、これら資源の開発はいちじるしくはばまれている。ことに国鉄線の運行は、停車時間の長いことや運行回数の少いことによつて、物資の輸送と道内の交通に多大の支障を與えているから、ディーゼルカー等の運行によつて道内国有鉄道のスピードアップを図られたいとの陳情。

第一〇一七号 昭和二十七年四月二
十四日受理

旅行斡旋業者の取締り強化に関する陳
情

陳情者 東京都千代田区丸ノ内
一の一社団法人全日本
観光連盟会長 佐藤尚
武

最近におけるわが国内外人の旅行は、急激に増加し、外貨の獲得や国民相互の親善に多大の貢献をしている。しかるに旅行斡旋業者の増加に伴い、いわゆる「团体屋」と称し、不当な手数料を徴収するばかりでなく、契約不履行、予約金持逃げ、旅館、交通業者への料金の不拂い等不徳不信の業者が増加しているから、これが取締を嚴重にせられたいとの陳情。